

# 1. 平成24年第3回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成24年6月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美谷添 生
18番	田 中 和 幸		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

13番 武 藤 忠 樹

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会計管理者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院  
事務局長 日置良一

郡上市  
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局  
議会総務課長 丸井秀樹

議会事務局  
議会総務課長  
補佐 河合保隆

### ◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席議員は13番 武藤忠樹君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、7番 鷺見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（清水敏夫君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。ただいま清水議長より発言の許可をいただきました。本日からの一般質問は、この春実施をされました市長と市議会議員の改選選挙後の初めての一般質問であります。市長も我々議員も選挙戦を通しまして市民の皆様と接する中で、皆様からいただいた宿題といいますか課題というものをそれぞれ背負いながらここに立たせていただくということだと思います。今回は16名の議員からそうした内容の質問が多くあると思われま。市民の皆さんの負託にこたえられる、そんな一問一答になるようお願いを込めまして、質問をさせていただきます。

1点目は、日置市政の最重要課題と重点政策についてであります。

ただいま話をいたしましたように、この春実施をされました市長選で日置市長は「次代へつなごう！ふるさと郡上の元気創造」を基本政策のスローガンとして、それまでの4年間の第2ステージ

に掲げておられました一体感のある市政の確立、市民自治の息づく市政の推進、安全・安心の郷土づくり・ふるさとづくり、活力・希望の郡上づくり、身の丈に合った郡上市行財政体制の確立、というこの5つの重点課題のさらなる達成に向けて市政を進めていきたい、そんな訴えをされました。

また、選挙時に配布をされた、私も一部持っておりますけれども、こうした文書といますかマニフェストといますか、郡上市の総合計画後期基本計画の政策の柱に沿った第3ステージの主要施策が幾つか列挙されておるこの文書もございます。そして日置市長は見事に再選を果たされました。

その当選直後のあいさつの中で、市長は、選挙戦で広い市内の各地域を回り、直面している課題を肌で感じる事ができたと話をされておられます。市長が肌で感じたと言われる郡上市が直面する課題というものは何であるのか。それが今期における日置市政の最重要課題になると判断をするわけでありますが、その課題の解決に向けた具体的な施策はどのようなことであるのか。そして、その施策を実現する事業に対してはどのような取り組みを展開する決意でおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

ただいまお話がございましたように、今回、市長2期目ということで、市民の皆さんの御支持をちょうだいをしたわけでございますけれども、まず、7日間の選挙という形で市内を回らせていただきました。感覚的に言って肌で感じたことというのは、とにかく郡上市は広いと、そして広い中で非常に生活条件あるいは農林業等の産業にしても、そうしたものを進めていくのに非常に厳しい条件のところが多いということ。そしてまた、大変、議員さんの皆さんも同じだったと思えますけれども、7日間は大変季候が不順で寒い日も続きました。しかしそういう中で本当に熱心に耳を傾けてくださった市民の皆様方に心から感謝をしたいと思えますが、そうして集まってくださる市民の顔と顔、そういうものを直接拝見する中で本当に高齢化ということも肌で感じたわけでございます。

そしてまた、いろいろなところを回る中で、例えば一例を申し上げますと、非常に空き家が目立つというようなこととか、あるいはいわゆる耕作をされていない農地とか、まさにそういう目で見、そしてたくさんの方々の手と手で握手をするという中で、感覚的にこの郡上のたくさんの皆さんが住んでおられる日々の暮らしをしっかりと支えていかなければいけないということと、何と云っても持続可能性と、あすにつなげられると、希望があすにつなげられると、将来の希望ということ強く感じたわけでございます。

そういう意味で、端的に一言で言えば、持続可能性のある郡上のふるさと創造ということではないかというふうに思っております、その課題は、先ほどお話がございましたように、行政という

ものは総合的な取り組みでありますので、幾つかの柱になるわけですが、そういうものの中でも重要なことは産業の振興、雇用の確保、それから特にそういう、これからの将来を、郡上を担ってくれる若い人たちの子育て支援とか、そしてまた、現にふるさとを支えていただいている高齢者の健康、生きがい、そうしたものをしっかり支えていく必要があるというふうに思っております、4月早々の臨時議会あるいは今回の議会等においてもいろいろ、現在における必要最小限の必要と思われる施策、例えば雇用奨励金の創設であるとか、あるいは企業誘致に向けての取り組みであるとか、あるいは今回、今議会において既に補正予算は議決をいただいておりますが、高齢者の健康、生きがいづくりのためのミニ行政パートナーの試行といったような問題、こういうようなでき得る限りのそうした産業、雇用それから福祉の充実、こうしたものに対する施策を懸命に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また、大変広い市域の中で社会基盤の整備のおくれというようなものもまざまざと感じたわけですが、既に4月の臨時会で御議決をいただきましたように、例えば社会基盤の整備としての緊急道路維持補修事業5,000万円といったような、こうしたことを積極的に進めていきたいというふうに考えておりますし、また、こうしたこれからの取り組みは市民の皆さんが相当自主的にやっていただく、あるいは行政との間で連携をしてやっていただくというようなことで市民協働センターの設立・運営というようなこと、こうしたことを取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでございます。

こうした各種の取り組みを進めながら、かつ、常に念頭から離れられないのは財政運営というものの健全化あるいは安定化への軌道に乗せていくと、こうしたことにこれから今期、渾身の力を振り絞って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 認識は市長と同じものを持っております。岐阜県の人口推計によりますと、2040年と言いますからこれから28年ほど後のことでは、人口が157万9,000人という推計でありまして、これは2年前の2010年の208万1,000人と比べて実に減少率が24.3%になるというような、これは予測であります。

そして県では2009年に長期構想を策定しておりまして、これは希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指してということで、このときには、人口減少というのはもう前提として仕方ないんだと、というようなことで、人口減少時代への挑戦という副題をつけての長期構想が策定をされております。

今後、岐阜県が進めようとする、展開する政策は、人口減少を前提にしたモデルに方向転換することと、若者の県外流出を抑制する、もう一つは、女性、高齢者、外国人の労働への参入を

促進するという方向に方向転換をするのが岐阜県の2009年の長期構想ではないかというふうに思います。

郡上市も、市長も選挙の折言われましたように、前回の国勢調査では5年間に約3,000人が人口減少したという結果でありまして、悩みはもちろん岐阜県と同じだろうというふうに思っております。

そうしたときに、岐阜県のそうした長期構想を参考すると同時に、市長が訴えられます郡上市の元気づくりのためには、私は今、市長が語るお話しをされましたけれども、郡上市はこの政策を中心にいくんだと、これを目指すんだというようなやっぱり一つの、総花的なものも大事ですけども、訴える訴求力といいますか、そういうものも大事じゃないかしらんというふうに思っております。

そうしますと、私が選挙を通じて感じたことは、少子化対策を何とかできんかということがいろんな、例えば課題の中の最も大きなものでした。婚活事業を今以上に推進するとか、そして子育て支援についても実によく政策を郡上市はとってみえると思います。そうした子育て支援についても、これまで以上に強化をしながら、少しでも人口の減少率というものにブレーキがかかるような、そんな政策の遂行に全力を傾注していただくというようなことが重要じゃないかというふうに考えております。

またもう一点、市長がマニフェストといいますか、そうした約束の中で訴えられておるのは、議会だけじゃなくて、市民そして職員そして議会との対話と協働ということでもありますけれども、もちろんそれは議会にとっても大事なこともかもしれませんが、議会の喫緊の課題といいますのは、監視機能と政策立案の充実ということでもありますので、議会の立場からいたしますと、二元代表制である議会の存在価値といいますか、そうしたことを明確に示せるように私どもも努力をしていかなければならないというふうに思っております。そして市長と議会の間がいい意味での緊張感というのが市民の皆さんにこれ伝わらなければならないというふうに思います。市長が言われるところの、よい政治を行う競争、善政競争あるいは政策論争がこれからは必要だろうと思いますし、そうしたことを願っております。

次の質問に移ります。買い物弱者への支援対策についてということでもあります。

郡上市内の国道156号線沿いには本当に多くのスーパーであるとかドラッグストアであるとか、そしてホームセンターが進出をしまして、自動車を利用しての買い物ということについては便利がよくなりました。その反面、商店から離れた周辺地域や高齢者だけの世帯においては、日常の食料品などの買い物をすることにさえ不便な状況にあらうというふうに思っております。

去る6月4日の新聞でありましたが、その1面に「買い物弱者910万人」という大きな見出しの記事が掲載をされておりました。その内容は、農林水産省の調べによりますと、最寄りの店まで直線

で500メートル以上離れ自動車を持たない人は、これ全国での調査ですのであれですが、北海道、長崎県では実に人口の約1割に達しておるといふことでもありますし、全国平均は7.1%であったといふことでもあります。

直線で500メートル離れておるといふのは、道路ですと直線ではありませんので、道路に沿っては1キロ以上離れているといふことが一つの基準といひますか、数字の上でのもとなつてゐるようでもあります。そして、自動車のあるなしを問わず、店までの距離が500メートル以上の人は全国で4,400万人いると推計されております。

農水省では、こういう人たちの都道府県ごとの分布図を公表して、支援バスの運行であるとかそうしたことの必要性を訴えらるとともに、自治体や出店を検討する小売業者に活用してもらふ方針であるといふことでもあります。

そこで蓑島商工観光部長にお尋ねをいたしますが、日常の買い物が不便な状況にあると思われる郡上市民の実態についてはどのような把握をされておられるか。また、買い物弱者と言われておる人々への買い物支援の具体的な支援事業をどのように考え、取り組もうとされておるかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 買い物弱者についてのお尋ねでございます。

この買い物弱者といふのはどういふように定義づけるかによつてもいろいろな見解があると思ひますが、今の農水省の一つの基準も一つの基準だと思ひます。

以前は地区の中に食料品店とかそういうのが多くあつたんですが、今では非常にそうしたお店も、それから移動販売のそうした売り歩く形態も減つてきております。

私どものちょっと考えて調べた形ですが、地区の中にそうした食料品店がないとか、あるいは、その食料品店までお年寄りが15分以上歩いていかんなんていふような、そうした不便な地区といふのは、市内107のうち43くらいあるのではないかと。全体で言つておよそ40%くらいに相当するんじゃないかと推計をしております。

同じ国道沿いとか県道沿いでもお店がないとか、あるいはずっと歩いていかんなんていふようなところもあるわけですし、意外と地域とすると多い件数になるかなと予想をしております。

また、移動販売の関係の状況ですが、現在、食料品等を移動販売される業者さんは和良に1業者、八幡に2業者と、市内では3業者だけになっておりますし、その方々がカバーできる地区も11、およそ11の地区といふようなことで、限定的だといふことでございます。

そうした買い物弱者の方がどうやって買い物に出かける、あるいは食品を調達するかといふと、第一は隣近所とか親類、友だちに一緒に乗せていってもらつて買い物に行くといふのがございます。

我々の聞き取りでは意外とこれが、このよい習慣が意外と残っているというふうに聞きました。それからあと、御自分で路線バス、デマンドバスあるいは時にはタクシーなどを利用して買い出し、買い物に出かけられるというケースがございます。あと、生活協同組合、生協が注文で宅配サービスというのも行っておりますし、また、介護保険のホームヘルプサービスで、こちらで買い物支援のサービスをやってくれるというようなこともあります。

それから、買い物ではございませんが、食事を確保するという意味では、福祉の配食のサービス、こういうのもございます。ちなみに配食のサービスでは高齢者の84名の方が登録をしておられると聞いております。

こうした、なかなか厳しい状況が進んできておるわけですが、これまでの取り組みとしましては、平成23年度に市のほうでデータ放送を活用したそうした買い物支援サービスの実証実験をなされました。和良と明宝の2地区で42世帯の協力を得て実施したということですが、実際にはケーブルテレビのデータ放送画面を見て、そこでリモコン操作したり電話で注文したりというような形だったようですが、実際の御利用は割と限定的だったということで、15世帯の11件の注文に終わったというようなことでございます。

また今年度、商工会のほうでは、そうした買い物弱者のどういうニーズがあるのかという調査、それからそれに合わせてどういう仕組みの支援の事業ができるのかという、そうしたことで、できれば実証実験まで行いたいということで、ことし事業を立ち上げています。

実際のところは、どのような支援と申しますと、移動販売のようにこちらから地区へ出向くという方法と、それから注文宅配そして買い物代行というように届けるという方法と、それからもう一つは、実際に買い物に行っていただく、足を確保するという、運ぶと言うと失礼ですが、足を確保するという、この出向く、届ける、運ぶと、こうした方法の中でどれが最もそうした買い物弱者の方々のニーズに合い実際に効果的なのか、そこをしっかりと検証した上で、今後進めていきたいということでございます。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 買い物弱者と言われている人たちの郡上市の様子、そしてこれから取り組もうとすることについてお話をいただきました。

お隣の自治体の美濃市のことですが、美濃市では昨年度から買い物弱者、この買い物弱者という言葉もどうかとは思いますが、そうした対策として今、部長が言われたような実態調査を実施をされて、美濃市では、高齢者と言われる方の買い物が困難な地域住民、そうした方の生活を支えるために、食料品などを販売する商店を支援する地域ふれあい商店支援事業を展開されております。

これは商店が少ない地域の個人商店が、例えば販売用の設備を更新するとか、あるいは新規に購入するとかというふうな折に、その必要経費に対して100万円を上限にして経費の3分の2を補助するというものようです。

私も電話をかけて担当課の方に聞きました。美濃市では、そうした地域に商店が少ないところの個人商店で支援をせないかなというところが10軒あるというふうに言っておられますが、そのうち2軒が、数が多いのかどうかは判断はあれですけども、実績があったということでありました。

今、部長が答弁に出されました移動販売車ですが、これ私、八幡町の住人ですけども、八幡町の西和良地区と小那比地区で地元の業者が販売移動車で買い物を提供してみえます。

たまたまそうした場に出会わせて、買い物をしてみえる方にお聞きをしますと、本当に定期的に回ってきてくれて、ここで買い物ができるということは、本当にあんきに生活をするためにはありがたいことだと、そしてここへ来ると近所の人とも話ができるんで、だれそれは元気やな、だれそれはどうやなというようなことも話し合えるんで、全くええことやと思つとるということでありました。

そうしたことを考えると、郡上市の買い物弱者支援ということについては、今部長の話にあったように、ことし商工会で調査をしながら実証実験をしながらということですが、まず、郡上市の中でもそうした対象になる方への買い物の場を移動販売車という形で提供してみえる業者もみえるんで、どうかこういう方への支援というものもお願いをしたいと思うわけではありますが、これは通告はしておりませんでした、市長どのお考えか、端的にちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど商工観光部長が御答弁をいたしましたように、いろいろと新しい買い物支援の実証実験というような形でやっておりますが、なかなか高齢者には、例えばデジタルテレビのデータ放送を使ってそれでリモコンで、ボタンで押してというような操作というようなものは非常になじみにくいというようなこともあって、今回の実証実験等は必ずしもこれが非常に、利用しやすい仕組みということで成果を上げたというふうには認められないということでございます。

何と云っても、親しみやすいものは、例えばそれぞれの居住しておられる地区へ移動販売車等をもって、現に目で見て触ってみられるような商品を目の前で持ってこられて、それを買うか買わないか決める、そういう買い方が今の高齢者にとっては非常に必要なのではないかとこのように思っております。

先ほど話がございましたように、現在、市内では3つのそういう業者さんがそういう移動販売をやっておられるということですが、現時点においてはそういうものの必要性というものは

非常に高いと思います。実際にやっておられて、例えば業者の立場からどのような支援が必要なのか、実際にやられていてそういう、いわば御商売の上での採算性とかいろんな問題でどういう問題があるのかよくお聞きをいたしまして、当然、行政として何らかの支援は必要であるということであれば、例えば美濃市のほうでやっておられるような支援というものも今後、検討をしてみたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

部長の答弁にもありましたように、郡上市の商工会へお尋ねをしますと、地域課題調査研究事業3年目ということで、買い物弱者と言われる方の支援について、調査と実証実験を3年目に市の補助をいただきながら進めたいということでありましたし、そして地域商業の生き残る最重要課題が、この買い物弱者と言われる方への支援を地域の商店がどうしていくんやというようなことにねらいを定めて、商工会としてはさらに研究を進めていくということのようであります。

そこで、こうした買い物弱者対策ということについては、調査であるとか実証実験は商工会で行うことでありますけれども、どうか行政におかれましても、今、市長の答弁にもありましたようなことについては、どうか行政として積極的に推し進めていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

3点目の質問に入ります。通学路の安全点検についてであります。

4月27日、京都府亀岡市で、集団登校中の児童たちの列に軽自動車がつっ込んで10人が死傷するというような痛ましい交通事故がありました。また同じ日の愛知県岡崎市では、これまた集団登校中の児童の列に軽自動車がつっ込みまして、2人が重軽傷を負ったということであります。

そうした京都府や愛知県などでの通学中の小学生が被害者となる自動車事故を受けて、岐阜県警では、県内小学校の通学路を緊急に再点検をして、自動車の交通量や速度を重点的に調べ、危険と判断すれば学校側に通学ルートの変更であるとか、通学時間帯の地元ボランティア配置を求めるとの新聞報道がありましたし、去る5月10日には、郡上警察署や市と県土木事務所の職員の皆さんが、市内の通学路の安全点検を実施されたというふうに聞いております。

郡上市のホームページの教育委員会のコーナーでは教育長通信がありまして、それを読ませてもらいますと、道路の状況、交通量、横断歩道や信号、道路周辺の水路、がけなどを、子どもたちの通学状況を踏まえてその安全を確かめることや、その結果に基づき通学路の変更や諸施設の整備の必要性をはっきりさせていくことを明らかにされております。

そこで質問でございますが、郡上市内の小中学校の通学路の点検結果と危険箇所の安全確保対策はどのような状況であるのか、青木教育長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、お尋ねの通学路の点検結果と安全確保の対策についてお答えをしたいと思います。

最初に、通学路の点検ですが、これは各学校で実施していただいた点検と、それから各学校の点検結果に基づいて、御質問の中にありましたが、5月10日に教育委員会と関係機関で点検を行った両方がございますので、その点検状況についてまずお答えをしたいと思います。

各学校による点検ですが、これは5月1日に緊急にそれぞれの学校に点検を依頼をいたしました。そして、点検の結果と安全の確保の方法ですとか、改めて要望等についてこちらへ報告していただくようお願いをしましたが、その点検内容は、交通量が多い道路における歩道やガードレールの有無、それから見通しのよしあし、危険な箇所、あわせて、街路灯とかそれから水路のさくの有無、また、がけ崩れもしくは雪が降ったときですとかあるいは大雨が降ったときの危険性、こういったこともあわせて点検をしていただきました。

そのことを踏まえて、5月10日に教育委員会と郡上警察署そして県の土木事務所、市の総務課とで、特に改善の必要性が高いところについて6カ所を点検し、対応の検討をしていただきました。

その内容ですけれども、同じように危険箇所の交通量ですとか見通しについてと、それから歩道もしくはガードレール、横断歩道の必要性そして減速表示や標識の有無ということです。

この点検についての結果でございますが、学校ごとで安全マップですとか、あるいは危険箇所のチェックの地図がありますが、そういったことに基づいて現地での確認をしていただいた危険箇所が、報告をしていただいた分では全部で125カ所ございました。

その内容ですけれども、登下校に交通量が多いことですとか、あるいは交通量が多いんだけど歩道がない箇所があるということすとか、見通しの悪い交差点、それから道幅が狭いこと、そして歩道それから横断歩道、ガードレール、標識がない、こういった内容として、すべて125カ所がすべてということではありませんけれども、そういった報告をいただいて、その報告に基づいて、できるだけ早い対応が必要な危険箇所につきましては、5月10日に点検をしていただいたということになります。

その中で、国道156号線の為真地内、長良川ガード付近から白鳥交差点の信号までの区間と、もう一カ所は、国道156号線の向小駄良方面の赤瀬橋交差点付近、そこから北へ約200メートルの区間が大変危険でもあり緊急性も高いということで、横断歩道の設置を警察のほうに検討をしていただくという運びになりました。

このことにつきましては、6月の13日に検討の会議を開かれまして、今後、具体的にどうすれば横断歩道が設置できるかということについて、具体的な協議をしていただくところまで進ん

でおります。

それから、そのほかに、学校で点検をしていただいた内容で今後検討をしていくということとしては、大和の西小学校の校区では通学路の一部の変更も検討をしていただいておりますし、それから県道の関係では、土木事務所と協議をして減速表示を今後していくという、そういった内容になっております。

それぞれ御報告いただいたことにつきましては、すぐにできないこともたくさんありますので、今後、継続して調査の結果を踏まえた改善を図っていくという努力をしていきたいと思っております。

こうした施設設備の点検と整備の結果だけでなく、今後の安全確保の対策として、一つは交通安全指導もごさいますけれども、このことについては、県のほうからも通知が来ておりましたけれども、ドライバーと横断をする子どもたちが目と目で確認をし合って、とまったということが確実にってから横断歩道を渡るということですか、あるいは、子どもたちが危険を予測して、自分の命は自分で守るといったことについて、学校で全校集会の場ですか、あるいは実際の現地の交通指導で指導をしていただくということを現在進めておるところでございませう。

今後、必要に応じて通学路の検討はまだ進めていきたいと思っておりますけれども、春とか秋の安全週間のときに交通安全の総点検を行っていくことですか、それから、時折、保護者の皆さん方とかあるいは地域の皆さん方から、ここは危険だという情報を学校にいただくことがありますので、そういった場合には学校のほうから必ず現地へ出向いていっていただいて、そして確認の上、それを安全マップに記載するなどして、危険箇所の周知に努めていきたいと思っております。

なお、豪雨につきましては、これは、これからまた雨のシーズンに今入っておりますけれども、必ず大雨が降った、あるいは暴風雨がいったというときにつきましては、現地確認等を忘れないようにしていただきたいというふうに思っておりますし、さらに、子どもたちを帰すといった場合には、一番現場に近い学校の判断を優先します。必要に応じては教育委員会も指示をしますけれども、基本的には学校の判断ということにしておりますし、早い対応をするということと、例えば、きょうは給食があるので給食を食べさせてから帰そうということではなくて、仮に給食を食べなくても緊急を要する場合にはすぐ子どもたちを帰すと。しかしその帰す場合には、子どもたちのみで帰すということではなくて、必ず教職員がつき添いをするなり、保護者に引き渡しをするなりということについては、徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） お聞きをいたしますと、本当に安全確保のための点検と対策を構築してい

ただいているというふうに思って安心をいたします。

ただ、市街地の学校の場合は車道と歩道と一体というようなことで、なかなか子どもに気をつけろというようなことも無理なところがあると思います。これはやっぱりドライバーが気をつけていかなきゃというふうに思っております。

今回は通学路という切り口から安全点検をしていただいたわけですが、地区会からの毎年の要望には生活道路の中でこうしたこと、自分の近くの道路の補修であるとか、段差があるので直してくれとかというような要望もたくさん上がっておるというふうに思います。どうかこの際そうしたことについても、対応はしていただいておりますけれども、できるだけ早く市民のそうした要望については処置をしていただきたいというふうに、総務部長にお願いをいたしておきます。

1問目の質問をさせていただいたときに、どうも市長さんに批判めいたような言葉で終わって後味が悪いんでありますが、市長さんがインタビューで答えられており、その記事の解説の中に、市民はさらなるリーダーシップの発揮を市長さんに期待しているということも事実であるということだと思いますので、どうか情熱と勇気を持って郡上市の元気づくりに邁進していただきたいと思えますし、議会も、是は是、非は非でありますけれども、一緒になって、市長さんが提唱される元氣な郡上づくりのために頑張ってもらいたいということを訴えまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長さんより質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は本年度予算、平成24年度予算、3月議会におかれまして骨格予算と申しておりましたけれども、本予算に近い予算を議了していただき、その後、4月に臨時会を開いていただきまして、肉づけ予算と申しますか、その中に入っております焼却施設の解体、肉づけ予算の中では一番多くの予算をとっていただきました。約1億9,400万円強の予算でございますけれども、このことについて質問をさせていただきます。

この焼却施設の解体事業、中部清掃センターの解体事業でございます。ここは当時の南部広域連合によって建設され、平成18年3月まで稼働しておりましたけれども、その後クリーンセンターが新設されたということで、廃炉になっておる施設でございます。

その後、市民の皆さんの声の中で、こういった休止しております施設について早く解体をしてい

ただきたい、そういった声が多くありましたけれども、国の補助金等々によりまして、いろんな条件もあります。そうした中で、今回この本予算に計上していただいたことは、大変ありがたいことだと感謝する次第でございます。

が、しかし、こういった施設の解体には市では初めてではないかと思っております。それだけに解体には十分な注意を払い、万全の態勢で解体工事をしなければ、市民に不安を与えていると思っております。

こういったことを踏まえ、いろんな施設の解体には免許とか条件等々があると思いますが、特に、こういった焼却施設の解体工事におきましては、汚染されたダイオキシン等が含まれていることは当然のことと思っております。それにより、特殊な工事となり、解体業者も必然と決まってくるのではないかなと思っております。当施設の解体業者の入札規定等、入札の関係でありますので副市長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まだ現段階では指名委員会等々行っておりませんが、今ほどお話がございましたように、この施設解体の中でも特に焼却炉の解体につきましては当然、今までのデータ等々を見ますとダイオキシン類がかなりの量あるといったことが出ております。

そうしたことで、第一義的には労働安全衛生法上で、いわゆる作業員の安全を守るといった点が一つございます。また同時に、除却についてもその作業マニュアル、いわゆる廃棄物焼却施設に対する要綱とかあるいは解体マニュアルというものがございまして、そのマニュアルに基づく作業が必要になってくるだろうということを思っております。

安全衛生法上でいきますと、当然、焼却量の面からいきましても、解体作業の届け出等が要るわけございまして、それらも判断をする必要があると。あるいは、当然にそのことをやる作業指揮者とかあるいは特別の教育を受けた作業員といったものもあるわけございましてけれども、本市におきますいわゆる入札指名願の分類でいきますと解体業というのは別にとつてございません。

ですから、当然のことながらそのマニュアルに従った作業を進めていただくということが原則でございますので、業者選定に当たっては、いわゆる建設・建築の入札参加登録業者の中から、とび、土工あるいはコンクリート工事等々の資格のある業者を指名することになるかと思っておりますけれども、当然に今ほど言いましたようにダイオキシンの処理ということがございまして、その作業員の指定とかあるいはどこかと組んでもらうか、そういったところ、これから共同企業体にするのか、はたまた、その下請等々の申請にチェックするのかといったことがございましてけれども、そういったものも含めながら業者、いわゆるこれから入札の基準を決めていきたいということを思っておりますので、お願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。解体マニュアル等々を生かしながら、とび、土工等の資格等が要るということでございます。そういった業者につきまして、この郡上市内の業者でできるのか、また市外の特例と申しますか、そういった免許を持つてる業者じゃないとできないのか、そこら辺のことについてもう一度お聞きをいたします。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほど言いましたように、解体だけにこだわれば地元業者でできるだろうと思っております。ただ、当然にダイオキシンというものがございまして、実績等々見ますと、ほとんど地元の業者にはそういった実績がないだろうということになると、先ほど言いましたように、そういった実績を持つてる業者とのいわゆる共同企業体を組むか、はたまた下請に入れるかといったことを、一つの考え方の中では地区指定した一般競争入札の形ですれば審査、事前の審査ですね、いわゆる参加できるのかといったところで審査して認めていくというような方法もあろうかと思えますけれども、そういったことも踏まえてやっていきたいということを思っています。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 昨今、公共事業もかなり少なくなってきておる中で、地元の業者を優先に入札に参加させていただきたい。私は本当に業者の方々も、業者の方々ももちろんでございますけれども、その会社に働いている従業員また従業員の家族さん、そういったところも含めて、かなり厳しい状況になっておりますので、できるだけ地元の業者で発注していただければ、もちろん今言われるような規制等々もありますので、そういったことを踏まえて、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、先ほども申し上げましたが、ダイオキシン等々があるというようなことで、当施設は平成18年の3月以降休止状況の中で、そういった大気汚染等々にかかわりますダイオキシン等が蓄積されておるということで、私は土壌汚染等々が大変心配であります。

当施設の周辺には民家はもちろんでございます。八幡デイサービスセンターもあります。こういったことへの住民への説明を密にして完全に事業を行ってほしいと思いますが、調査計画等の説明を地元への説明会はどうなっておるのか、環境水道部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えいたします。

施設内の付着物中のダイオキシン類や重金属、土壌中のダイオキシン類等につきましては事前調査を行っておりまして、解体事業はこの事前調査結果を基本として実施することといたしております。

す。

先ほど副市長の答弁にございましたが、また、国の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱、これは作業員の関係でございますが、それから廃棄物焼却施設解体作業マニュアルなどに基づいて解体作業が実施されるものでありまして、作業者の安全衛生管理、周辺環境への対応がこの中で規定をされておりまして、作業は万全を期して行われることになるというふうに考えております。

具体的な例を挙げますと、作業前に解体施設の負圧密閉養生を行いまして、汚染された空気や粉じん等を負圧集塵機などによりまして適切な処理を行うなどして、飛散防止の措置をとることといたしております。

また、解体作業前に施設内部のダイオキシン類を含みます付着物等の除染を高圧洗浄等によりまして行います。この汚水の土壌への浸透、拡散防止につきましても、土間コンクリートを打設するなどいたしまして、また防液堤などを設置するなどいたしまして、汚水の流出防止を行い、産業廃棄物として適切に処分をするということになります。

汚染土壌につきましては、環境省のダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルというものがございます。これに基づきまして調査を実施し、環境基準値から適切に除去し処分場へ搬出するというところでございます。

こうした解体作業の着手前やそれから除染、解体作業中、それから解体終了後におきましても、大気質への環境影響調査を行い管理をすることとしております。

また、全般的な作業を衛生工学部門廃棄物管理の技術士が監理をいたしまして、作業従事者の安全衛生管理と周辺環境への影響防止に努めることといたしております。

基本的には、このような作業手順等によりまして解体作業を進めることを計画いたしております。施工業者が決定次第、作業工程等を調整いたしまして、近隣の住民の方に対する説明会等を開催して、周知を図りながら進めたいというふうに考えておりますのでお願いをいたします。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。当地区はクリーンセンターのほうから西風と申しますか、中部清掃センターを通り、そしてまた坪佐地区、長良川また五町のほうへ風が吹いてくるということでもあります。毎年、春先になりますと黄砂、中国のほうから吹いてくる黄砂があそこの谷間と申しますか、そこを通過して吹いてくると言っておられます。そういったことを踏まえますと、この中部清掃センターの解体におきましては、細心の注意を払って解体を進めていただきたい、そういったことを思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、こういった施設は市内にまだ2カ所あるかと思っております。先ほども申し上げました

が、こういった施設においては、休止年が長くなれば長くなるほど汚染が進んでまいります。それかといって、市単独ではなかなか厳しい、財政的にも厳しくて、市単独ではなかなか取り壊すことができない、そういったことを思っております。それには国の補助金等々を利用しながらやっつけていかなければならないと思っております。

市も国も大変でありますけれども、市にとっては早期に解決していただくのが大きな声であります。こういった施設、まだ2つあります。この件について、市長はどんな考えでおられるのかお聞きをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がございましたように、郡上市内におきましては今回、取り壊すことといたしました施設以外に白鳥町に郡上北部清掃センター、また高鷲町内に高鷲のかつてのごみ焼却場がございます。

これらにつきましては、前者が白鳥の施設は平成18年に休止をされたものでございますし、また高鷲の施設は合併前の平成14年に既に休止をされたものでございまして、もうそれぞれ相当それぞれの施設が古くなっておりまして、荒れてるというようなこともございます。そういうことで、いつまでもこのまま放っておくということではできないものであるというふうには思っております。

できるだけ早く解体撤去をする、作業をする必要があるというふうには思っておりますが、今も御指摘ございましたように今回の八幡にございます施設のように、エコプラザという新しい施設を併設をすると、そのために取り壊さなければいけないんだという事業の必要性、そういう形で国のほうから3分の1の補助金を導入することができたと。

先ほどお話がございましたように、全部で1億9,400万円ほどの事業費に対して4,400万円ほどの国庫補助がつくということで、これは非常に財政の厳しい郡上市にとってはありがたいことでございます。したがって、あとの残りのものも何かいい財政上の支援が得られないかなというふうには思っておるところでございますが、単独でただ壊して撤去をするというだけですと、現行の財政上の支援措置としては、特別交付税でそれを30%ほど見るということでは言われておるわけですが、特別交付税ですと、全体のその年の特別交付税の中にどの程度実際に見てもらえるかどうかというようなこともございまして、なかなか厳しいものがございます。

市としましては、例えば、こうした取り壊すだけの事業でありますけれども、例えば合併特例債等の対象にもできないかというようなことも市長会を通じてそうした要望もしてるわけでございます。今後、そうした財政措置の成り行きというようなものも見ながら、具体的にこの2つの施設についても、じゃ壊すとすればどの程度のお金がかかるのか、そういったことも検討をしながら進めてまいりたいというふうには思っております。

ただ、非常に財政上厳しい状況でございますので、なかなか近々にすぐ取りかかるということは

難しいかもしれませんが、常に、いずれ適切な時期に壊さなければならないものというふうにしつかり念頭には置きながら、検討してまいりたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。国の補助金等々をいただくにはいろんな条件等があるということで、今回の中部清掃センターの跡地におきましては、エコプラザそしてまた収集車両の車庫等を建てるということでございます。

あと、今、市長がおっしゃいました白鳥、高鷲におきまして、白鳥におきまして例えばエコプラザをつくろうと思っても、現在あるところにエコプラザができた場合なかなか、山の中とかそういう場所にありまして、市民の皆さんがそういう利便性を考えた場合に厳しい状況があるかと思えます。

高鷲についてもそうでありまして、そこら辺のところをいろいろ思案しながら、早期にそういった施設の解体をしていただきたい、それが市民の気持ちだと思っておりますので、どうかそこら辺のところをよろしく願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございますけれども、2点目は、白山登山道整備については、私が3月定例会において一般質問をさせていただきました。これは、郡上と申しますか中濃地域においては、最高峰であります標高1810メートルの銚子ヶ峰の西側にあるうえ田、笠場湿原、現在の登山道ではなく、昭和30年から40年代初めの鉄道のまくら木等を山から切り出した作業道があり、この道を活用し登山者の周遊コースとしてこの湿原及び景色が生かせないかという質問でありました。

そこで市長は、この湿原を私の質問で存在を初めて知ったということで、湿原に対してこう述べられました。この湿原が白山や銚子ヶ峰登山の帰りのコースになれば、ループして登山を楽しむことができるようになれば魅力的である。作業道の現状把握もあわせて、関係職員に現地を確認したいという答弁でありました。

そこで5月13日、日曜日でありましたが、私も声をかけていただき、案内人の環境省自然公園指導員の曾我隆行氏、商工観光部職員2名、合わせて8名でこの作業道の現地踏査に行つてまいりました。

当日は天気は快晴であり、360度のパノラマで遠くの山々、景色等すばらしい眺望でありましたが、この時期、うえ田湿原あたりは残雪がまだ1メートル以上もあり、自然がつくり出した田んぼの形状の湿原は見ることができませんでしたが、同行した皆さんにとってはすばらしい感動を得たと思っております。

こういった現地踏査を踏まえ、職員から、作業道その他について市長は報告を受けたと思っておりますので、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お話がございましたように、まず、5月13日にこの銚子ヶ峰の西側にございます湿原の現地踏査が行われたわけですが、尾村議員さんにも御同行いただいたということで、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

職員から詳細の報告を受けております。また、その際に撮った写真等も見せてもらいました。このいわゆる笠場湿原あるいはうえ田湿原、あるいはヒノキ笠場湿原というような3つほどの湿原があるということですが、いずれにしても位置的には現在のいわゆる石徹白大杉のある駐車場からこの湿原にたどり着くまでに約5.4キロの道のりがあるということですが、そのうちの1.6キロ地点までは車で行けるということですが、あとの3.8キロほどは徒歩によるアクセスということですが、当時、お話がございましたように昭和30年代にまくら木等を切り出すためにつくられた作業道等については、今は非常に木が覆いかぶさったりしておりまして、なかなか歩行に、ここへたどり着くのに困難なことがあったというふうに聞いております。

そうして、なおかつこの湿原でございますが、登られたこの時期がまだ残雪が非常にあるということで、前にも見せていただきましたミズバショウが咲き誇っておるすばらしい湿原の状態というようなものは確認することはできなかつたと。しかし非常にすばらしいところであったということでした。

それで、この湿原の様子につきましてはその後、5月27日に先ほど話のございました自然公園指導員の曾我さんがまた登られたということで、現時点における湿原の様子、このときにはある程度湿原の様子がわかったということですが、残念なことに、今回現地を見ていただいた中では、非常にその湿原にミズバショウが20年ほど前の写真のようにたくさん群生をしておるといような、そして咲いてるといような状態ではなくて、極めて少数のミズバショウ等の株しかなかったということですが、その原因についてはいろんな環境の変化あるいは、ひょっとするとイノシシ等による、荒らされたことによる減少ではないかというお話があったそうでございます。

そういうことで、いろいろと現時点における状況は聞いておるわけですが、ただ、恐らくミズバショウ以外のものも夏になれば、例えばニッコウキスゲであるとかコバイケイソウであるとか、こうした夏山の魅力であるいろんな高山植物も恐らく花を開くだろうというような報告も受けております。大変すばらしいところであるということは、私もそうした報告によって感じ取っているわけでございます。

そこで、ただ、報告の中でもう一つ、これはいわゆる白山国立公園との関係でございますが、大杉から湿原まで近づく地域につきましては白山の国立公園の中の一番、ランクから言いますと特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域とあるわけですが、湿原に至るまでの道については第三種の特別地域内に含まれておるといふふうに聞いております。この湿

原自体は白山国立公園の指定区域の外であるということですが。

なおかつまた、湿原を見て今度は銚子ヶ峰のほうの尾根道のほうへ至る道についてはこれは非常に保護上のランクの高い特別保護地区を通過していかなければいけないというようなことでございまして、いろいろそうした国立公園の保護上の問題等々ともいろいろと調整をすべきことがあるかというふうに思っておりますし、また、今回のこの湿原の状態が、今回曾我さんが見に行かれたようなことしの状態というものが今後とも続くのか、あるいは、ことしあたりの特別な状況なのかといったような、湿原の状況というものももう少し見きわめる必要があるかというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。この作業道につきましては、私も一緒に登らせていただき約3時間半ぐらいかかって登りました。帰りは登山道をおりてきましたので2時間弱でおりにこれましたけれども。

今市長が言われるように、曾我さんが登った折にはそういったミズバショウ等々が少なかった、イノシシのせいもあるというようなことでございましたけれども、私は自然を守る意味においても、作業道を生かして、先般の市長の答弁の中で、自然を荒らされる、登山者が自然を荒らすというようなことをおっしゃいましたけれども、私は登山をする人にはそういった方はまずみえない。山を愛する人は山に登って山の偉大さを知り、すばらしさを知り、そしてまたそれを人生に生かし、そういったことで、私は固く信じておる次第でございますけれども、ややもするとそういった方もみえるかもしれませんけれども、私はいないと思っております。

そういったことで、その折にもダケカンバ、行く途中にはブナの木々の林等々を越えていったわけでございますけれども、そのダケカンバの雪の少ないところに3つほどのミズバショウの芽と申しますか、僕も余りわかりませんでしたけれども、そうやって厳しい山の中で芽が出ておったということに感動を得たようなわけでございますので、そこら辺のところを御理解いただきながらそういった登山道に、周遊できる登山道として前向きに考えていただければありがたいと私は思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、3月議会でまた教育長はこう述べられておりました。白山にかかわる歴史や文化が持つ地域資源の価値を知り、その価値を生かした自律的な地域づくりを目指すと言っておられました。私は、自然がつくり出した田んぼの形状をしたうえ田湿原、まさに地域資源、この資源を生かさぬ手はないと考えております。今後、曾我さんの話でやや悲観的にはなりましたけれども、この湿原に対する考え、また計画等々ありましたら市長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、尾村議員が御指摘になりましたように、こうした山をかなり苦しい思いをして汗をかきながら訪ねられる方というのは、もともと自然というものに対するそういう、これはみだりに荒らしてはいけないということをしっかり持った方々が多いというふうに思いますが、そういう悪意で、例えばミズバショウ等を珍しいものだからというようなことで採取をすとか、そういうことは論外なんです、それにしても、人が入るということは、何らかの自然に対するインパクトといいますか影響というものもあるものですから、いろいろと考えなければならない点はいろいろあると思います。特に、湿原というような植生のところというのは生態系が非常に影響を受けやすい、変わりやすいというようなことではないかというふうに思います。

私もかつて勤務をした群馬県の、これは群馬県と福島県との県境地帯にまたがるわけでございますが、湿原と言えればそれこそ代名詞のような尾瀬の湿原というものがございまして。何度か訪れたことがございまして、たくさんの方が訪れられるということになりますと、しっかりした管理上の配慮が必要であり、特に湿原等についてはしっかりした木道をつくるとか、いろんなそれなりの楽しむための施設も必要でございまして。そういうことで、非常に価値が高ければ高いほど、その辺の利用については周到にかかる必要が、準備をいろいろと事前の調査研究をしながらかかっていく必要があるというふうに思います。

しかしまた一方、例えばこうした湿原というものが一つの魅力となって、現在、例えば白山は年間大体6万人ぐらいの登山者があるというふうに聞いておりますが、そのうちいわゆる石徹白道と申しますか、方向は白山のほうから石徹白へ下山をしてくるという方向もありますし、石徹白から別山を経由して白山へ登るといった道もあるわけでございまして、いずれにしても、この辺になりますと非常に数が少なくなって、環境省のデータでも年間3,000人程度というふうにお伺いしております。

こうした登山者が、こうした魅力があることによって、仮に白山まで行かないとしても、銚子ヶ峰あるいはそのあたりのところでいわゆる湿原を見て、また石徹白へおりてくるというような形のループができれば、例えば石徹白等におけるそういう登山者の民宿であるとか、いろんな意味でも活性化の一つの一助にはなるというふうにも思いますので、魅力のある考え方であるというふうに思っております。

いろいろと御提案の趣旨もよくわかります。地域資源として活用をするということで、今後とも、その貴重な湿原の自然の生態系というものを今後とも残しながら活用するためにはどうしたらいいかというようなことについて、お詳しい先ほどの曾我さんなんかの御意見あるいは地元の石徹白地区の御意見あるいは環境省の御意見等々も聞きながら、さらにどういった方向があるのかということについて調査研究をしてまいりたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 尾村忠雄君。

○14番(尾村忠雄君) ありがとうございます。私が前回と今回、この質問をさせてもらった経緯につきましては、御存じのように白山国立公園指定50周年という節目を迎えたということで質問をさせていただきました。

先般、記念事業の実行委員会が出されているパンフレットをいただきました。これによりますと、岐阜、福井、石川、富山、4県の県が中心となって組織された団体によってつくられましたけれども、このイベントカレンダーを見ますと、岐阜県のことが他の県と比べるとかなり少ないと申しますか、3点ほどしか載ってなかったということで、私は大変残念に思えたわけでございます。

また、いよいよあした、郡上市でこの記念事業と申しますか、白山文化フォーラムから白山文化ゼミナールというようなことで、ふれあい創造館のほうで1時から講座が行われます。講師には元白山文化博物館の館長であられました白石博男先生の講演会ということでございます。

お話に聞きますと、もう既に150人以上の申し込みがあったということで、白山文化を発信していくには大変すばらしい機会であると考えております。私は、この50周年の記念事業がイベントで終わることではなく、白山国立公園の存在価値を認識し、将来へと継承していく上でも、周遊ルートとなる白山登山道整備を提言した次第でございます。

地域資源を生かした地域の活性化であり、白山文化による地域づくり推進ができるよう御理解をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時50分)

---

○議長(清水敏夫君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

(午前11時08分)

---

#### ◇ 古川文雄君

○議長(清水敏夫君) 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) おはようございます。それでは、議長さんよりお許しをいただきましたので、通告に基づきまして3点につきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。なお、歯の調子が少し悪く、大変お聞き苦しい点があろうかと思いますが、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは1点目でございますけれども、白鳥・飛騨清見間の4車線化に伴う市内業者への受注体制確保についてでございます。

沿線市町村の長年熱望されておりました東海北陸自動車道の4車線化事業が4月上旬、年度内着手と新聞発表されました。4車線化により交通事故や交通渋滞も少なくなり、観光や物流面で大きな経済効果をもたらすものと期待をしているところであります。白鳥・飛騨清見間は40.9キロメートル、事業費は約890億円で、中日本高速道路が全額負担すると聞いております。

1点目でございますけれども、4車線化工事の早期着手、早期完成が望まれますけれども、この工事のことしからの設計施工等、具体的な実施期間はどのような予定であるのでしょうか。また、工事着手場所はどのような予定であるのか伺います。

これの2点目でございますけれども、この事業費は約890億円と膨大な事業費でございます、地域経済への経済効果と雇用の増大につながりまして、またとないチャンスであるというふうに思っております。トンネル、橋梁等の工事の占める割合が多いかと思われまますけれども、昨今の郡上市内の建設業界の経営環境は依然として厳しい状態にあるとお聞きをしております。ぜひとも、市内建設業者が優先して受注できる工事の発注規模、共同企業体等の仕組みづくりと、中日本高速道路等関係機関に市内受注体制要望が急務であると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、工事に伴う資材関係等の地元調達、オール郡上、地産地消でいくことができないでしょうか。今、このときに向けて必須の願いであるというふうに思っております。今までにもある程度要望はされているかとは思いますが、結果として喜べるような行政、議会、関係機関、団体、関係者が一丸となって取り組み、郡上挙げて要望活動が必要であると思っておりますが、いかがでしょうかお尋ねをいたします。

1点目どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 東海北陸自動車道の4車線化のことでございますけれども、御存じのように平成24年の4月20日に国交大臣より事業認可がおりておりまして、中日本高速道路株式会社におかれて施工ということになっております。

事業延長としましては、白鳥インターチェンジから清見インターチェンジ間の40.9キロで、整備区間の中に橋梁が27橋、トンネルが11本というふうにお聞きしております。それで、構造物比率としましては47.9%ということでございます。

今後の予定でございますけれども、平成24年度におきましては調査設計業務委託を進めるということで、工事の着手については平成25年度から平成30年度の2018年度を完成目標に進めたいというふうに聞いております。

それで、またどこからかかるかということですが、今、調査設計の段階ですので、恐らく工区設定をされて発注されると思いますけれども、まだ今の時点ではどこから着手するというようなことは聞いておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま、この東海北陸自動車道の4車線化の工事の概要については建設部長が答弁をしたとおりでございます。

御質問の後段でございます。私どもも全く同じように感じております。今回890億円という大変な投資がなされるわけでございますので、ぜひとも、この4車線化工事が地域の建設産業にとっていい波及効果を及ぼすようにということはだれしもが願っておるところでございます。

実は過日、この4車線化工事がいよいよ今度こそは三度目の正直で始まりそうだという報に接しましたので、まだ国交大臣の事業認可がおきる前でございましたが4月12日でございますが、野島県議とともに私も名古屋の中日本高速道路株式会社あるいは同中部支社、そしてまた岐阜の国道事務所あるいは中部整備局等関係機関にも重ねて、ぜひともこの工事が進められる過程において、地域の産業の最大限の活用をしてもらいたいということを強く要望をしましてまいりました。また、古田知事さんにお会いしたときにも、そういう面で御尽力を願いたいということを申し上げておりますし、また、国会議員の方々にも御尽力をいただくようにというお願いをいたしておるところでございます。

このNEXCO中日本へ行ったときの向こうの説明では、最初の、平成21年だったでしょうか、にこの4車線化を始めるというときは、その事業の仕組みが国費と県費でやるというようなことでしたが、今回は先ほども古川議員さんが御質問の中でおっしゃったように、NEXCO中日本の負担において行うと。ということは、NEXCO中日本が有料道路の経営をしながら利用者の料金収入等をもってこの建設費を賄っていくということですので、NEXCO中日本の立場としては、できる得る限り効率的な工事というものをしたいというようなことをおっしゃっておられました。

そういうことを、片一方ではそういう要請があるわけございまして、なかなかそういう中でこの地元の建設産業の活用ということについて、当初、平成21年度当初にこの4車線化工事が進められるというときは事業の仕組みが若干違うという点は理解をしてくださいねというようなことは言われました。

そういうことですが、いずれにしましても、そういうこともよくわかった上で、なおかつ、私どもとしては、これはもう890億円の投資というのはもう郡上におけるいろんな建設プロジェクトの中では恐らくそうそうめぐってはこない事業の機会であるというふうに思っておりますので、ぜひとも今後とも、この前要望したからいいというものではなくて、強く要望をしましてまいりたい

というふうに思っております。

そうした工事のほかに、確かに資材等につきましてもでき得る限り、例えば骨材であるとかそういうようなものもあるいは必要になってくると思いますので、そうしたことも強く要望してまいりたいというふうに思います。

また、この建設工事を進めていかれる中にNEXCOにおいて進めていかれる中において、恐らく工事現場に近いところに建設事務所等の拠点をもちになる必要があろうかと思っております。そうしますとかなりたくさんの職員が駐在をしながら、6年間ほどにわたって工事期間があるわけがございますので、来年度から勘定してもですね、そうした意味において、そうした方々が地域に及ぼされる経済波及効果というものもまた相当大きなものがあるということでございますので、私たちとしては最大限のその辺の、そうした工事関係者等を市内に拠点を設けていただいて、大いに経済的な波及効果も及ぼしていただけるように、そういう受け入れ態勢の万全を期してまいりたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ただいま御配慮ある御答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほど来、市長さん言われておりますように早速、4月の12日からですか、県知事さんを初め日本高速の関係者、また国会議員の先生方等々へ働きかけをしておっていただいて本当に感謝しておりますし、大いに期待をしておるところでございます。

その中で、先ほど来話をさせていただいておりますように、この機会を逃すことは非常に郡上にとっては大きなことであるというふうに思っておりますので、結果として、実は残念やっぱいということにならないように、何がなんでも、市民また関係者が喜べるような方向に持って行っていただきたいと、その節には議会もあえて一緒になって応援できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます、ぜひとも何とかお願いしたいということをお願い申し上げます、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、小中学校適正規模検討委員会の提言内容と今後の推進方向についてでございます。

近年、市内におきましては学校建設が今、市の予算の中でも一番ウエートを占めておりまして、学校建設がそんなふうに進められておるわけでございます。

少子化がさらに進行する中、市内には22の小学校と8つの中学校があります。児童生徒数につきましても、小学校の児童数が現在は2,305人から10年後には約1,926人と、約17%が減少するというふうに聞いておるところでございます。中学校の生徒数につきましても、現在は1,276人から10年後には955人と、何と約26%が減少するというふうに見込まれておるところでございます。

市の後期の計画の中におきましても、少子化が進む中で学校の適正規模を検討していく必要があるというふうに掲げられておるところでございます。

美並町におきましても2つの小学校がありますが、少子化が進行する中で、子どもたちの望ましい教育環境について、将来を見据え検討する時期に来ていると思っておられる方が多くなってきております。郡上市誕生から9年目を迎え、教育的な観点と子どもたちの望ましい教育環境を第一として、小学校、中学校の統廃合を含めた効率的な学校運営が強く望まれております。

私、昨年もこの小中学校の適正規模の関係で質問をいたしましたところ、教育長さんの答弁の中に、検討委員会を設置して検討してまいりたいというふうなことを御答弁を教育長さんからいただいておるところでございます。小中学校の適正規模検討委員会にて昨年来検討されておりましたけれども、3月末に検討委員会から教育委員会に報告書が提言をされているというふうにお聞きをしておりますが、具体的な提言内容と報告を受けて今後の具体的な推進方向はいかがでしょうか、お尋ねいたします。教育長さん、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、小中学校の適正規模検討委員会の提言内容と今後の推進についてお答えをしたいと思います。

まず、3月の26日に提言をいただきました。その提言書の内容の構成ですが4項目からなっております。1項目めが、平成21年度から平成33年度までの学校別児童生徒数の推移と、平成23年度の学級編成の状況など適正規模の検討をする必要性について、それから2項目めが、国の学級編成の基準ですとか、それから外国の学級編成の状況、学級の規模による教育効果、そうした適正規模の基準と研究のデータ、それから3項目めが、郡上市の学校配置や通学路などの現状と課題、4項目めが、郡上市における小中学校の適正規模や今後の課題、以上の4項目によって構成をされております。その提言内容でございますが、これは委員さんの意見の集約とそれから望ましい学級の規模、そして今後の課題の、大きくはその3つの内容によって整理がされております。

各委員さんの意見の集約ですが、これは6点ございます。

1点目は、小中学校の配置を検討するには、校区の面積が広く地形的にも多様なため、安全な通学対策を考える必要があること。

2点目は、通学の状況が徒歩が約65%、スクールバスが約30%、長良川鉄道や自転車が約5%であることから、スクールバスの効果的な活用を考えること。

3点目は、学校の統合を検討する場合、財政面ではなく、教育的効果と地域への影響等を重点的に考慮をすること。

4点目は、郡上市では国の学級規模の標準に従うことは困難であるが、児童生徒の社会性を育て

ることのできるある程度の学級規模が必要であること。

5点目は、中学校の部活動の充実や地域と学校の連携、地域活動の影響に配慮すること。

6点目として、複式学級は早期に解消することが必要であること。

これが委員さんの意見の集約でございます。

そこで、望ましい学級規模として、集団活動が成立すること、学力の向上を図ること、個性を伸ばす指導ができることを考えて、1学級当たりを20人から30人とする。

2つ目は、小学校で各学年2学級を実現すると仮定をしますと3校統合が考えられます。といたしますのも、2つの学校を仮に統合したとしても、学校によっては35人あるいは40人を超えない学級というのが出てきますので、そうしたことを考えると、3校統合というのはこれは難しいという前提に立ちます。つまり、通学のことですとかあるいは地域活動に問題が生じるといったことから、学級数をふやすということよりは、学級規模を優先するという、そうした内容です。

それからもう一点、中学校では、1中学校区に複数の小学校があることが望ましいということや、専門の教科担任を配置できるようにするために、各学年2学級以上とすること。

これが望ましい学級規模として提言をいただいた内容です。

そして今後の検討課題でございますが、望ましい学校の規模あるいは学級の規模を実現するために、今後、検討委員会を組織をして検討進めていく。その際に、学校の統廃合の検討や学校区の見直しを行うこと。

それから、合同学習ですとか合同部活動などすることで教育効果を上げる方法を検討すること。

3点目として、学校の再編を行う場合、学校規模、学級規模の確保のほかに通学の安全確保、地域活動への影響について慎重に検討をすること。

こうしたことについて、検討委員会を組織して検討するという事について提言をいただいております。

したがって、教育委員会としては、今年度中にこうした検討委員会を組織し、委員さんの選定をして検討を進めていきたいということを予定しております。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。特に細部にわたりまして御答弁をいただきましたありがとうございます。また、今、初めてお聞きしたわけでございますけれども、提言の内容についてはいろいろな面で御配慮いただいたものが盛り込まれておるなというようなことで、今伺ったところでございます。

そんな中で、先ほども話がありましたように、子どもたちのためのこと、また地域の仕組みづくりも含めてよく検討していこうやという提言ではなかったかなというふうに思っております。

そのような中で、せっかく郡上市が誕生して9年を迎えておるわけでございますし、子どもたちの教育環境が第一であるということは当然大事でございますし、また、先ほど来提言がありますようにそれぞれ地区の事情また地区のかかわり、これも大事にせんならんということで、いろんな意見調整やら意見徴取等々も必要になってこようかというふうにも思ってますけども、そんな中で、あわせて、こういう財政は置いてといたしますか、財政を余り重要しなずに走ろうという話がございますけども、それは当然だというふうに思いますけれど、かといって、郡上市は決して今いい状態かという決していい状態ではありませんので、急げということじゃないんですけれども、そこも十分考慮に入れていただいた上で管理運営の効率化というのも含めた上で進めていただきたいなというところを願うわけでございます。

それと、24年度内にということを今教育長さんおっしゃっていただきましたけれども、その委員さんが、ちょっと御確認したいのは、この間まで検討委員会のメンバーの方がおられると思いますけれども、その方が続投されるのか、また別の考え方なのか、もしくは今年度中に今の話し合っしていきたいという方向性は今年度またメンバーのほうはどうされるのかということと、今年度末までにどこまでをどうしたいんやという方向性ももし教育長さんのお気持ちの上でありましたらお答えいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） この適正規模検討委員会で検討をしていただいた委員さんをそのまま引き続いてということになるかということについては、これはまだはっきりしておりませんが、一部の方は入っていただくだろうということは思っております。

今年度内に結論が出るかということですが、今後検討をしていくとすると、一つは、例えば学校区の再編を例にとって申し上げますと、現在ある学校を中心にして、通学している子どもたちがどの範囲にいるかということや、これから先、幼稚園の子たちがどの範囲に今生活していて、どの学校へ入学することが予定されてるかといったようなことについても、かなり詳細な資料を準備しなければならないというふうに考えております。

また、もう一点は、合同学習ですとかあるいは交流学习を実施するとして、例えばスクールバスの運行をどうするかですとか、あるいは教育計画をどういうふうにしてすり合わせていくとかという、非常に今回はある意味では技術的な内容がかなり多くなっていくというふうに予想をされます。

したがって、そうした資料をきちんと整えた上で検討をしていただくということになりますと、今年度内に結論が出るということは難しいのではないかなというふうに思っております。ただ、このことにつきましては、検討委員会が組織されて検討が進む中で、こうした計画でいこうということで委員さんが結論を出されればその結論に従っていきたいというふうに思っております。

もう一つつけ加えるならば、今全国的に学校、学級の小規模化が進んでおりまして、文部科学省

のほうでも、どういうふうになればそのことに対応ができるのかということで、中学校と小学校の教育課程のすり合わせですとか、免許許可を持った先生が小学校と中学校を兼務するですとか、あるいは小中の併設校のあり方ですとか、そういうさまざまな今検討が進んでおります。

そうした検討の内容も今後参考にしていかなければならないというふうにして考えておりますので、いろいろな情報を収集をしながら、その情報を資料として委員会のほうに提出できるように、教育委員会としてはきちんとした対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 御答弁いただきましてどうもありがとうございました。

まさにそのとおりだと思いますが、いずれにしましても広い郡上市、1,000平方キロの非常に広い郡上市というようことで、いろんな面で大変な状況もあろうかと思えますし、また、先ほど来言っておりますように非常に少子化が急激に進行しております。これにいかん、反面、いかにこの少子化の反面子どもたちをふやしていくかということも私たちがいろいろ考えておりますし、また市長さんも考えておられるわけですが、そんな中でその施策も充実させながらふやす努力も含めて位置づけをできるといいなということも願っておりますし、いずれにしても慎重に教育長さんとしては取り扱っていききたいということでございますが、9年目を迎えた郡上市でございますので、できるだけ早い機会に方向性をまとめ上げていただけるとありがたいなということで大いに期待を申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは3点目の質問でございますけれども、観光入り込み客の状況と食の王国づくりの取り組み方向についてでございます。

昨年の大震災から1年が過ぎまして、ことしの3月からゴールデンウィーク5月中における市内の観光客の入り込み状況はどのような状況にあり、昨年対比とその状況をどのように分析をされておられるかお尋ねいたします。

今後、東海北陸自動車道白鳥以北の4車線化完成後はさらなる交流人口増大が期待をできるわけでございますし、交流人口増を見据えた交流産業の育成に食という観光資源を磨き、食をキーワードに観光戦略を描くことも重要であるというふうに思っております。

先ほどの4車線化工事の関連とあわせまして、市長さんも若干触れられてはおられましたけれども工事の関係者、また資材だけでなく飲食も伴ってくる、非常にこれも大きなウエートを占めておるのではないかと、それもあわせまして、今回この取り組みの質問をさせていただいておりますけれども、よろしく申し上げます。

そのような中で、今年度における食の王国づくりの主な取り組み方向と3年目を迎えた食の祭典in郡上の具体的な日程、内容、また3年目を迎えた反省を踏まえながら方向性はいかがでしょう

か、お尋ねをいたします。

また、一昨年来、奥美濃カレー、めいほう鶏ちゃん等々、全国B-1グルメ大会に市内から本当に熱心に意欲的に活発に取り組んでいただいております、これにも敬意と感謝をしておるところでございますけれども、今後、近年のうちにB-1グランプリの中日本大会と言ってるのかわかりませんが、中部のそんな大会がぜひとも郡上において開催することによって、いろんな効果とメリットが考えられるのではないかなというふうに思っております。

そんな中で、開催することによりまして、郡上のPRと観光、食の振興発展と向上、また幅広い経済効果も大きく見込まれるのではないかなというふうに思っております。今、その中日本大会と、まあ中部大会がどんな予定かわかりませんが、ぜひとも早い機会に郡上で誘致をいただいて開催ができると効果が上がるんじゃないかなと思っておりますが、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、答弁よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 何点か御質問ございましたが、順次お答えをします。

最初に、この3月、4月、ゴールデンウィークの市内への観光客の入り込みの状況ということでございます。

昨年はああいうことで3月に大震災がありまして、観光の面ではその後大ブレーキになったというような年でございます、単純な比較というのはなかなか難しいかなと思っております、ことしの3月、4月の入り込みでございますが、合わせて83万7,000人ということでございまして、昨年の75万人に比べますと8万7,000人の増、11.6%の増加ということで、昨年の状況から比べますと大きな数字の増加でございます。

その増加もいろいろな要因もございまして、特にこの春は外国人観光客ツアーの順調な入りというような様相もございましたし、また町歩きにおいては福よせ雛等の新しい取り組みが話題を呼んだというような効果もあったものと分析をしております。

またこのゴールデンウィークの入り込みでございますが、ことしは間に平日も挟みながら9日間と長かったわけですが、去年と同じ比較という意味で4月29日から5月5日までの7日間に限った比較をいたしますと、ことしは24万8,700人ということで、昨年に比べまして1万7,700人の増、7.6%の増ということでございました。またちなみに、震災の前の22年と比較をしましても0.4%の増ということでございますので、そうした震災とかいろんな影響からは十分に立ち直っている状況だと言えらると思っております。

このゴールデンウィーク中もこうした好調な状況でございましたが、その状況の分析としましては、まず、NEXCO中日本さんのお話では、東海北陸自動車道自体が通行量が昨年に比べて数%

と言われましたが増加したと、ゴールデンウィーク中にそうした増加があったということですが、これは4月14日に新たに新東名高速道路が開通したという、この効果もこちらへ及んでいるのではないかというように言っておられます。

また、郡上の市内では、美並のぼたん園とか、あるいは明宝の芝桜、あるいは高鷲のミズバショウ等の花の名所が予想外にそれぞれ非常ににぎわっておりまして、増加要因になっておりました。

さらには、せせらぎ街道でございますが、2年前に有料道路が無料化されてということですが、その後、一時は若干通行量が落ちておりますが、最近は非常に回復をしてくれているということで、道の駅の担当者の意見では、有料の時代に比べてゴールデンウィークでは3割から4割ふえているというような、そうした感想を聞いております。

そうしたいろんな状況から、先ほどおっしゃいました自動車道の4車線化というのがこれから非常に大きな郡上の要素といたしますか、追い風になるものと我々も期待し、それに対応できる形をこれから考えていきたいと考えております。

2点目の食の振興ということでございますが、最近、食の楽しみというのは観光の中の非常に大事な要素になってきておりまして、御指摘いただいたとおり、観光の消費額を高める上ではそうした食事あるいは食べ歩き、またいろんなお土産物とか特産品を買っていただく、そうしたことが食にかかわる消費額を高める大きな要素だとして求められていると思います。

郡上の商工振興ビジョンでは、食の王国づくりということでいろいろな事業を掲げておりますが、特に今年度もいろんな方面から食の振興のための多面的な取り組みを進めております。

まずは、一つは食のレベルアップを図るというようなことで、食のセミナーを開催したり、あるいは個別相談会をして、それぞれの製造業者さんに資質の向上、レベルアップを図っていただくというようなことがございます。また、郡上産品を県外でいろいろなところで出展PRして、そして消費者の動向をいろいろマーケティングするというような、そうした事業もございます。郡上フェアとかビジネスフェアのいろんな出展の支援の事業も進めてまいります。

また、もちろん一番大事なものは食の宣伝PRでございまして、そのためのイベント性の高い食の祭典の開催あるいはB級グルメの参戦の支援とか、郡上ブランドのPRとか、いろんな方面を進めてまいりたいと思います。

その中で食の祭典の今年度の計画でございます。

現在は中の企画運営委員会のほうで細部の実施計画を詰めている段階でございまして、それが実行委員会で決定を経て、そして事業をどんどん推進していくというような段階でございます。

開催の会場につきまして、これまで大和会場で3回開催をいたしました、今年度は申し出もございまして、白鳥の駅前商店街を中心としたエリアで開催をするということで計画が進んでおります。

愛Bリーグのほうの理念として、もともとまちおこしに資する、あるいは市街地の活性化に役立つというそうした理念をうたっておりますので、こうした商店街・市街地での開催、非常に難しい面も多いかとは思いますが、ぜひ、いい形で成功に導きたいものと今計画を進めております。

また開催の時期ですが、ことしの秋は国体がございまして、いろいろなイベントや事業がその影響も受けておりますが、食の祭典も秋の国体後の開催を予定して、今ほかのイベントとの調整や白鳥地域のいろんな事情との調整を進めておる段階、最終段階でございまして、近々に決定されて発表されるものと思います。

ことし今までと同様ですが、地元の飲食業者さんにぜひもっと高まっていたきたいと、あるいは商店街の方々もこの機会を利用していろいろな展開を図っていただきたいということも考えております。また、外からのそうした人気のメニューを招いてその話題性を高めたり、また集客増加等につなげたいというようなことも考えております。

また、PRキャンペーンについても例年のように各方面でやらせていただきますが、特にNEXCO中日本さんの協賛を得まして、非常に広い範囲でさらに宣伝を行っていただけるものと、そうした考えで進めておるところでございます。

最後の中日本・東海のB-1グランプリの点でございます。

郡上での開催の可能性ということでございますが、この大会は中日本の6県の愛Bリーグに加盟してる団体等が行うそうした食を基礎うグランプリでございまして、去年は豊川市で開催をされてきております。

その状況を簡単に申し上げますが、昨年9月24日、25日の2日間にわたり開催をされましたが、大きな22団体が参加されて、2日間で入り込みは21万8,000人という大変な規模でございました。

豊川市はいい立地にございまして、会場も豊川市の野球場とそれから総合体育館の前のいろんな広場を使ってというような展開でございましたし、豊川の市街地も活用しながらというような、そうした展開で開催をされております。

それから豊川市については交通アクセスがいろいろとそろっておりまして、JRの東海道本線あるいは名鉄、新幹線等の公共機関がそろっておりますし、また、高速バスあるいは高速道路、いろんな条件が整っている非常に開催に有利な地だということでございます。

それで郡上市での開催の可能性でございますが、皆さん御存じのとおり、この市街地での開催という趣旨を踏まえますと、郡上の中では八幡、大和、白鳥というような地域が想定をされるわけですが、現実の問題として、一度に数万人というようなお客さんが収容できるような会場の候補というのはなかなか難しいという現実がございます。また、交通アクセスにつきましても、郡上は公共交通機関は長良川鉄道とそれから高速バス等でございます。恐らく東海北陸自動車道での車での入場が主になると思いますが、そうした周辺ではまた大渋滞が予想もされるところでございます。い

ろんな方面、勘案をいたしますと、なかなか郡上での開催というのは物理的にもキャパシティの面でも、いろいろと問題といたしますか課題が多いということでございます。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりましてありがとうございました。いずれにしましても、条件はいろいろあろうかと思いますが、前向きに、東海北陸自動車道という立派な道路がございますので、何とかいい方向で知恵を出していただいて、前向きに御検討を、御希望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時51分)

---

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に景気対策、公共事業の促進ということでお尋ねをいたします。

全国的な景気低迷は言うまでもありませんが、しかし為替市場では円高で、世界的には日本が一番景気がよいように思われているような情勢ですが、これは自動車産業とかIC産業、半導体ですが、いわゆるそういう日本の大企業は先が明るくて景気がよいだけで末端の国民、特に地方の住民にとってはますます景気が悪く、野田政権におかれましても、消費税の5%アップを唱えられ、国会で法案が成立すれば10%になります。こうなったら市民の消費はますます控えられ、景気不振にもまた拍車がかかります。

郡上市の予算にも、限られた枠の中で事業の拡大は難しく、今頼れるところは公共事業の促進によって景気対策を図るしかないと思います。現在、市内の業者でも公共事業が非常に少なく、経営難に陥っている業者が数多くおられます。したがって、これらの事業に携わっている従業員の方たちは深刻な状況に立っておられます。

公共事業の促進といってもピンからキリまでいろいろありますが、まず比較的小規模なものから

申し上げますと、まず1番に西側県道の改良、部分改良ですが、そういったこと、2番目に国道の改良工事、3番目にその他河川の災害工事、また大きく言えば、4番目に明宝トンネルの促進、それに石徹白トンネルなどはさっぱり影が薄れてしまっておりますが、どうしたものでしょうかということ。もっと大きなものを言えば、5番目に内ヶ谷ダムなどはどうなっておるのか。

以上5つの事業に対して申し上げましたが、最近の促進活動経過とこれからの市の促進に向けての要望活動方針をできれば説明してください。

また、内ヶ谷ダムについては、衆議院議員の今井雅人氏より6月7日付の文書で民主党国土交通部門会議において、内ヶ谷ダム建設計画継続に関する承認を得ることができたと。近日中に国土交通省政務三役会議にて事業の継続の決定がされる予定ですと郡上市の議会議員の皆さんに報告されております。それに続いて、また6月11日付の文書では、国土交通省三役会議において正式に決定しましたとの報告も受けております。そうしたことは市としてどこまで把握されておるのかも伺いしたいと思います。

まず、ここまでの答弁をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

公共事業の促進はただいま田中議員さんから御指摘のとおり、市内の社会資本を整備するという意味においても、また、市内の建設産業にとっていろいろと今大変仕事のないときでございますので、そうした意味においても非常に大切なものであるということは重々承知をいたしておるところでございます。こうしたただいま列挙をされましたが、幾つかの事業の促進については、私どもは年間を通じて要所要所の時期に強く要望活動をいたしているところでございます。

幾つか御指摘がございましたが、まず、県関係の西側県道、いわゆる大和美並線でございますが、これについてもかねがね市民の皆さんからもたくさん要望をいただいておりますので、毎年度要望いたしております。今年度は今お聞きをいたしておりますところによりますと、この大和美並線につきましては、全部で継続、新規を含めまして7カ所ほどの事業を県のほうで予定をしておられるというふうに承知をいたしております。

それから、国道156号線の改良工事につきましては、現在、大和バイパス工事、そして中津屋の歩道、それから徳永歩道というものを継続してやっていたいただいておりますけれども、今年度は特に中津屋の歩道等につきましては相当予算をつぎ込みまして、ここにつきましては25年度完成を目指して工事を進めるというふうに伺っているところでございます。また、徳永歩道につきましては、今年度は用地買収等を行い、来年度工事発注をするというようなことで、ここにつきましては平成27年度に完成予定をしておられるというふうに伺っているところでございます。

それから、河川の災害等につきましては、これはいろいろ災害については採択基準というものがございますので、そうした採択基準に従った該当箇所がある場合にはその都度、私どもとしては管理者に早急にその報告をし、必要な災害復旧工事を行っていただくというようなことに努めているところでございます。

それから、明宝トンネルあるいは石徹白トンネルという2つのトンネルがあるわけでございます。今、郡上市として、まず早急に県に対して取り組んでいただかなければいけないというふうに私も思っておりますのは明宝トンネルでございます。もうこのトンネルについては本当に地域の皆さんが渴望しておるところでございますので、私どもも何とか早い機会に着手をしていただくようお願いをしたいというふうに思っております。ずっと力を入れてお願いをしております。今月中に現在のところは地元の皆さんとともに県の県道整備部長以下の幹部の職員に対して要望をしてみたいというふうに思っております。

また、ことしの夏、8月の下旬になると思えますけれども、ふるさと林道と良明宝線の開通がございまして。その際には知事がおいでになるというふうにお聞きをいたしておりますので、そうした機会をとらえて、今回のふるさと林道と良明宝線に関連もいたしますので、明宝トンネルの早期着工について強く要望をしてみたいというふうに思っております。

石徹白トンネルについても、もちろん毎年度の土木事務所への要望等には必ず入れておりますけれども、一遍にあれもこれもというわけにはいきません。まずは私どもとしては明宝小川トンネルの現実的に早期着工ということ強く押し出してまいりたいというふうに思っております。

それから、内ヶ谷ダムについてでございますが、ただいまお話があったとおりでございます。また、私今回、今議会の冒頭にもお話を申し上げましたように、これまで県で検証作業をしておりまして、その検証結果を国のほうへ提出をしておりましたが、このほど国交省のほうにおいても、県の検証結果を承認して、国としてもこの内ヶ谷ダムの事業を補助ダムとして補助を継続するという決定をされたところでございます。

先ほどいろいろ国会議員さんからのそういう御連絡があったということでございますが、私自身も6月7日、そういう文書が来たということでございますが、直接私どもの秘書のほうへ6月6日でございますが、私東京へ出張中でしたが、東京出張中の随行しております秘書のほうへ本人から御連絡がございましたので、部会を通ったということも承知をいたしておりました。また、11日に国交省のほうでこの継続決定がなされたということも事務所からお電話もいただいておりますし、また冒頭、今回の議会の冒頭に申し上げましたように、県道整備部長からも6月11日に国交省の補助継続決定については連絡を受けているところでございます。今後、内ヶ谷ダムにつきましては、県のほうにおいていろいろと事業が進められていくものというふうに期待をいたしているところでございます。

そういうことで、幾つか御指摘されました事業につきましては今進んでいるところでございますが、今後ともひとつ議会のほうからも御鞭撻をいただきながら、しっかり要望もしてまいりたいというふうに思っております。

また、こうした土木事業あるいは県の農林事務所等が所管している事業でございます。いろいろと私ども市の執行部あるいは議会というところからの要望だけでなしに、市内のいろんな関係団体の声も結束して要望の声を届けるというようなことで、でき得る限り早くこうした土木工事のための市内の関係者も糾合した推進協議会あるいは農林のそういった事業についての推進のための協議会というようなものも立ち上げて、関係機関に対して強力に今後とも要望をしてまいりたいというふうに考えております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。このような不景気なときに、即効性の景気回復を図るには、公共事業の掘り起こしとか推進しかないと思います。どんな方法でも郡上の景気対策をいろいろな面に試していただきたいと思います。私たちもできる限りの協力はしていきたいと思っております。

以上を申し上げまして、次へ進みます。

次に、東海北陸自動車道の4車線化早期着手についてであります。この工事が始まれば工事関係者だけでなく、工事に携わる人たちの生活に係る食料や宿泊、物資など地元には多く潤うものがあります。そうしたものはできるだけ地元で調達をするように働きかけていただきたい。また、工事の入札指名にも特殊な工事は別として、できる限り地元優先で関係機関に働きかけていただきたい。

みんなが待ち望んだ4車線化の工事です。促進に向けて最近の経過と今後の要望活動などについてお尋ねをする予定でしたが、さきに質問をされましたことと私の質問の内容がほとんど同じことですので、ここでは要望のみとして、次の質問に移りたいと思います。よろしく願いします。

次に、公用地の払い下げについて。

最近の景気低迷は非常に著しいものがあり、物価がどんどん下がっております。それにつれて公務員の給料までも毎年少しずつ下がっておりますが、不動産については著しい下がりようで、数年前までの単価と現在の単価を比べてみますと、半分以下になっているような箇所もたくさん出てきております。

また最近の道路工事などによって、条件つきで払い下げをしなければならないような箇所に、私が見るにはどうしてもふぐあいな評価額になっているとしか思われない箇所があります。市内の各

地域にそれぞれの土地評価委員の方がありまして、それなりに評価していただいているとは思いますが、用途によって異なる評価の仕方などは見直しをするべきではないかと、このように私は思いますが、いかがなものでしょうか、質問をいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 法定外の公共物の払い下げということですが、一般的には青線、赤線になりますけれども、払い下げにつきましては、該当する土地の使用目的に応じて、地目を定めた中で郡上市の普通財産の貸し付け及び処分に関する要綱というものに基づいて実施はしてきております。

払い下げにつきましては、隣接者の方に払い下げることとなりますけれども、価格につきましては、固定資産宅地評価価格を基準に宅地は100%、雑種地については宅地評価額の60%、農地につきましては宅地評価額の30%という要綱の中で払い下げを行っております。

参考に美濃市さん、関市さんにも問い合わせたところですが、郡上市と一緒に考え方でやってみえるということでした。

どちらにしましても、いろんなケースはあろうかと思っておりますけれども、払い下げ申請された方につきましては、十分説明をする中で、売買契約等も交わすわけですが、その内容につきましても十分説明をする中で、今後もこの要綱に基づきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。いずれにしても、不公平のないように土地の評価を場所によって把握し、また調査もしていただくよう、これからもお願いをいたします。

それでは次へ進みます。

備品・消耗品等の入札ということですが、市内業者を、優先指名をさきにも申し上げましたとおりますが、景気低迷の中で、郡上市民のサバイバルをかけて、市民からの税金は少しでも市内で消化するよう努力するのが公僕の建前であると私はこのように思いますが、最近の入札状況を見る中で、商品に限定をつけ加えたり、納品期限を早めたりして、市内の業者では納品できないような条件をつけ入札にかけられているものが見受けられます。

あえて業者や製品名までは申しませんが、市外の限られた業者しか落札できない条件になっております、見ますと。地震や火災のような緊急を要するような購入品は別として、そうでない限り、市内の業者を優先に指名して、落札できるような条件で行っていただくのが公僕としての建前ではないでしょうか。

切り詰めた財政の中で健全な市政を執行されることはもちろん大事なことです、市民あつての

郡上市です。市民の繁栄がなければ郡上市の繁栄ありません。また市内で集めた税金は少しでも市内で消費して市民に還元するのが、本当に郡上市の市民を思う心ではないでしょうか。これは質問というより要望事項であります。今後の入札について担当部長の所見をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、備品・消耗品等の入札についてという御質問でございます。

この備品・消耗品等の入札につきましては、個々の案件によって指名委員会で協議し決定してございます。その中で、市内業者調達可能な案件については、市内業者の方を優先的に指名しておるのが現状でございます。また今言われました納品期限についてでございますが、納品期限等においては、納品可能な日数において入札を執行しておるという現状でございます。

以上でございます。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 私の質問に対して十分な回答ではちょっとなかったように思いますが、税金も含めて市の予算はできる限り何らかの形で市民に還元をして、また市民の皆さんからも税金をいただいてという回り持ちを考えながら行政を執行していただきたいことを要望しておきます。

次に、24年度の教育方針について、人権・同和ということでお伺いをいたします。

今年度の市教育方針の中に、全教育活動を通じて人権・同和教育を推進するとありますが、私もこのことについては少しは理解しているつもりですが、まだまだわからないことがいっぱいです。方針についての説明をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、郡上市の教育方針にある人権・同和教育について御説明を申し上げます。

方針にはこういう表現をしております。人間尊重の気風がみなぎり、だれもが大切にされる学校づくりを推進すると。具体的には、常に人権感覚を磨き知性と情熱を持って児童生徒に接すること。それから人権教育で身につけた3つの力、認識力、自己啓発力、行動力を明確にして指導に当たること。3点目は、全教育活動を通して人権・同和教育を推進すると。こういうふうの方針の中には示しております。

市の教育委員会では、生命とそれから人権を大切にすることを中心としておりますので、昨年度、命のカリキュラムというのを作成いたしました。今年度はそれをすべての学校で活用をしていただいて、特に、ある時期に人権と命の教育週間ということで、一定期間を設定して、人権教

育に力を入れていただきたいというふうに思っておりますが、その中で、特に、どうして同和教育を人権教育の中に位置づけているかということについて御説明を申し上げますと、人権教育ということで取り上げる課題というのは非常に多くあります。いじめもそうですし、男女の差別もそうですし、あるいは高齢者に対する差別、さらにはアイヌの人たちに対する差別もありますが、同和問題につきましては、長い間の人々の努力によって少しずつ差別が解消をされてきて解決の方向にあります。しかし、十分解決し切れたという段階ではまだありませんので、特に先生方やすべての子どもたちが重要な人権問題の一つとしてきちんと取り組んでいただいて、理解とそれから実践とができるようにしてほしいというふうに思っているところです。そういう意味で、人権・同和教育というあえて同和ということを差し挟んでおります。

具体的な内容としては、同和問題の歴史を小学校の6年生の社会科、それから中学校の社会科の歴史と公民、今ここに教科書を持ってきておりますけども、いずれの教科書にも同和問題の歴史とそれから解決への取り組みの歴史が含まれております。その中で、同和問題というのは解決できない問題ではなくて、人々の努力によって解決ができる問題であるという記述がしてあります。そういう歴史を理解していただくことですか、明治以降の差別解消の取り組みの過程をよく知っていただくということとか、あるいは地域改善対策とその根拠となる法についてのきちんとした知識を先生方も子どもたちも持ってほしいという内容が一つありますし、それから、いわゆる同和問題によって非常に心理的な差別あるいは実態的な差別を受けた人たちの悲しみですとか苦しみですとか、そういったことを学んだ上で人権感覚を高めて、そして、同和問題はすべての人々の努力で解決することができるという、そういう認識を高めてほしいという内容が一点あります。

それからもう一つは、これは普段の生活の中で差別をしたり、あるいは許したり、見逃したりするということがないように、よりよい人間関係を築く力ですとか、人間関係の中で起きてくる問題を正しく解決する力ですとか、そういったものを身につけると同時に、合理的に物を考えて正しく判断をする力を育てると。ですから、知識的なことは例えば社会科等で学ぶことができますが、今申し上げた認識力とか判断力とかいったものは、これはすべての教育活動でないと身につけることができませんので、全教育活動を通して同和教育を推進をします。こうして今年度も力を入れていきたいと思っております。

ちなみに、美濃市も関市も教育委員会について同様に、人権・同和教育の推進というそういう部分を使って人権教育を進めるということ、美濃地区としては一致をした方向で進めているということでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 大変丁寧に説明をいただきましてありがとうございました。次の質問に進

みます。

郡上の林業施策ということで、木材業の誘致ということで質問をいたします。

昭和三十七、八年ごろから、国の森林施策によって補助金もたくさんあり、全国的に植林が盛んに行われました。総面積のおよそ90%に当たる9万2,600ヘクタールの森林を持つ郡上市においても、森林の奥地に至るまでしっかり植林がなされております。それが現在では杉、ヒノキ等、40年生以上の人工林が約45%を占めております。また10年後を推測すると、40年生以上が70%近くまでになるのではないかと予測をされております。

もはや山林に対する施策は保育間伐から変わって利用間伐、また伐採搬出事業に大きく事態が変わってきております。今はそういう事態が目の前に差し迫っていることを考えていかなければならないというふうに思っておりますが、質問としまして、このことにつきまして、森林施策をどのように今後進められていくかを、まずお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えさせていただきます。

森林施業の件でございますけども、議員今御指摘ございましたとおり昭和30年代から国の拡大造林政策によりまして、郡上市でも杉やヒノキが植林されまして、現在では市内の森林面積の55%、約5万ヘクタール弱が人工林となっているのが現状でございます。

このうち11年生から40年生のいわゆる間伐対象森林でございますけども、これが約2万ヘクタール、50年生までとしますと約3万5,000ヘクタールでございます。現在の市の森林施策といたしましては、間伐を主体とした森林整備を進めているところでございます。

一方、郡上市のみならず全国におきまして森林資源というのは着実に充実しつつあることから、国におきましても、平成21年に森林林業再生プランが策定されまして、10年後には木材自給率を50%以上とするというような目標が掲げられました。こういったことを実現するための各種施策が展開されているところでございます。

その一つといたしまして、昨年度から、議員も先ほど御指摘ございましたように、間伐におきまして、国の補助対象が従来の切り捨て間伐から材を搬出して利用する搬出間伐へと転換されたことから、市といたしましても、市単独補助によるかさ上げ補助等を行いまして、搬出間伐の促進を支援しているところでございます。

また、年数の経過によりまして、今後ますます樹木が成長し森林資源の充実が見込まれることから、間伐以外にも皆伐とか択伐といったいわゆる主伐の増加がふえてくるのではないかとというふうに思われております。このため市といたしましても、今後は森林資源の充実度合いを見定めながら、材の搬出量に対する的確な支援策を検討していくことが必要と考えてございます。

また、今後増加するであろう皆伐とか択伐、こういったものに対しまして、伐採した跡地、この跡地の保全、林地としての保全を図るために、植林を進めるための補助金の確保を国や県に要請をしていくというようなこととか、また、地域や地形条件などを考慮しまして、ここは人工林でなしに天然林のほうがいいというようなところにつきましましては、天然林への転換という施業方法も検討していく必要があるというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。それでは次に、私の森林行政に対しての提案ですが、まず木材の販路を開発しなければならないと、このように思いますが、現在は木材組合や森林組合などを通じて木材市場への販路があり、そのほかのルートもあると思いますが、これだけでは採算販売が非常に難しいと思われまます。

また、郡上市内だけでは言うまでもなく消費し切れません。そのため、大きな消費者また消費地を探すには大手の木材業者また事業所、大手の住宅建築会社等を誘致することではないかと、このように思います。そうすれば、郡上の木材が定期的に搬出できて、しかも雇用にもつながり、一石二鳥の施策につながり、森林行政にも明るい見通しができてくるのではないのでしょうか。質問として、このことについてどのようにお考えをいただいておりますか、お伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

木材産業の件でございますが、現在、郡上市内では原木の生産量が具体的な数値は把握できておりませんが、主伐と間伐を合わせて約6万から7万立方メートルというのがある、これくらいの量があるのではないかとこのように推定をしておるところでございます。

この原木につきましましては、市内2カ所にある木材市場に搬入されたり、あるいは直接市内の製材工場で使用されたりしておりますけれども、原木のすべてが市内で加工消費されるのではなくて、何割かは原木のまま直接市外のほうに出ていっているというような状況が現状だろうと思っております。

もちろん、市内で生産される原木をすべて市内で使用するという事は、膨大な森林資源を持つ本市では無理でございますけれども、郡上市の重要な資源である木材を原木のまま直接市外へ流出させるのではなくて、市内の木材業や製材業により加工して付加価値をつけてそれから消費地に販売するということが、郡上市の木材産業の振興に役立つというふうに、議員御指摘のように私どもも考えてございます。

今後、森林資源の充実に伴いまして、市内の原木生産量も大きく増加することが想定されることから、先ほど議員御指摘のとおり、新たな木材加工関連の企業を誘致いたしまして、市内全体での加工量の拡大を図ることは、市内の木材産業の振興を図る上で有効な施策であるというふうに私ども

もも考えてございます。

また、市内における木材産業の拡大により、企業誘致による直接的な雇用の増加のほか、原木を生産するための伐採事業が拡大することによりまして、伐採現場における間接的な雇用といったことも生まれてくるというふうに期待をされておるところでございます。

これにつきましてはただし、新たな企業の誘致にということにつきましては、既存の関係企業の事業活動を圧迫するというのではなくて、業界全体として産業振興となるように配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。とにかく郡上独特の施策を考えて、事業所の敷地など積極的に提供できるよう考慮して、木材業の方の誘致をし、将来郡上市をつくらなければならないとこのように考えます。

また、郡上市において森林は最大の資源です。この大きな資源を何とか最大限に活用して郡上市の経済、雇用につながるよう考案をしていただくことをお願いしまして、以上でこれでちょうど時間が来ましたので私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可をいただきまして質問をさせていただきたいと思います。

何分にも、多少生活に追われて4年間のブランクがありますので、取り戻すまでに時間がかかっておりまして、きょうも大変緊張しておりますけれども、聞くに何を聞いていいか、例えば通信機器でも新しいやつが出たら、いいということはわかるけども、どこがいいんかそれを聞くなら、どこがいいんですかと聞かなきゃいかん、そんなような状態でございますので、御容赦とまたよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど上田議員の質問の中で市長さんが言われましたように、私も今回、郡上一円を選挙で回らせていただきまして、本当にいろんなところがあって、そしてまた市長さんが言われたように条件的に厳しいところ、あるいは全体的に高齢化もあります。それから本当に空き家が多いんだなということに今回初めて、改めて気がつきました。

そんな中で、住民の皆さん方からいろんな話を聞くにつれて、年々というか日に日に郡上という

のは高齢化にしる何にしる、問題を深刻化させていっているというふうに思いました。住民の皆さん方の本当に頼むぞという言葉が、選挙だけの言葉でなしに、心底お願いするんだぞと、僕みたいなものに本当にそういうふうに言葉をかけていただくというのは、かなり郡上の中でも、これはうかうかしておれんなという深刻な問題だと思ひまして、関連づけてそれをもとにお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、協働のまちづくりについて、大きくは3点ほど質問をしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

私は、合併前の旧役場が郡上市が設立された当初の総合支所方式ですね、ここから現在の振興局の方式に変わったときに、それで地域の声が本当に届くのか、皆さんの声なども反映されるのかと、これが難しくなるんじゃないかという懸念の中から、折につけて、おのおのの地域を住民や市民が考えた声を起こして行動できるような組織づくりを行政がバックアップしてほしいということをお願ひしたり発言をしてきました。

合併時に特例が、何ですか、自治組織あるいは協議会、そういう屋上屋をつくるようなものではなく、本当に地域市民の活力を起こすことが重要であると私は考えまして、そのようなことから市の計画する協働のまちづくりを私なりに解釈したところで共感を持ち、また大きく希望するところでございます。

具体的な事案はこれからとしましても、そこからどんなものが生まれるのか、また市はどんなものを生み出そうとしているのかわかりづらいところがありますので、また協働という言葉ですね、この言葉を考えたときに、多分に行政用語のような、使われる気がするんです。

行政の立場から市民や団体等呼びかけるような感じにもとれまして、自分にもいろいろ考えておったんですけども、ネットのウィキペディアで一遍引いてみました。そしたら協働とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。コラボレーションあるいはパートナーシップとあり、アメリカのインディアナ大学の政治学教授が1977年に著書の中で用いられたことが最初であろうと、それが日本へ来るときに「協働」と訳されたのではないかというふうにあります。

地域の課題解決に行政単独では困難な問題がある場合に、相互に不足を補い合い、協力して解決に向けた取り組みをする。または、協働したほうがサービスの供給や行政運営上の効率がよいとされる場合に協働のまちづくりが推進されるということです。

補完性の原則であるということですが、行政も市民の一員として市民の目線で協働に携わることが望ましいとされ、あらゆる市民が相互にまちづくりに寄与していくことが本義であるとされております。

実例としましては、このときは協働という言葉は使われなかったと思うんですけども、阪神淡

路の大震災のときの復興の中に地域全体の自律、律は律するですね、と連帯の重要性が認識されたということが、日本における協働のまちづくりじゃないかというふうになっておりました。

話を郡上市に戻しますと、先般、私が議員に復帰して研修を受けた折にいただいた協働のまちづくりの指針ですね、21年に出されておったと思いますが、これを読まさせていただいたときに、書かれた内容は理解できるんですけども、その文言にあっては大変違和感を感じる場所があったんです。これが行政サイドからの考え方、目線かなっというふうに思ったんです。

それを見るにつけ、本当に住民と行政との協働、あるいは団体、事業者との協働というのが行政、本当に同じ目線でいけるかなという危惧を感じたものですが、ところが、先ほどありましたミニ行政パートナー事業ですか、この中に一つ、行政サイドからの目線を自制した広報の特別号がありました。これを聞きまして、あ、これならいいのかなという安堵もあります。

そのようなことを踏まえました具体的な質問にこれから入っていきたいと思うんですが大きく3点、まず第1に、指針の中にある行政に頼り切りだったとされる地域づくりに、市民や団体等が主体となれるように意識改革をすることは重要なことと思われませんが、どのような形態で築き上げられるのか、また市民や団体等が発案した中に多大な予算を要するものがあつた場合には行政はどのようなスタンスで臨むのか。これが、指針の中に例として④ですね、指針の本の中の何ページだったですか、補助金や交付金、寄附金として支援のことが載つておつたんですが。このことからして支援、資金面とかそういう財政的な支援ですね、これが要求がどんな要求があるかわからないというところで、どの程度のスタンスでいけるのかというのが、先ほど言ったように何が出てくるかわからんというところで危惧するんですけども、まず第1にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えになるかですけども、考え方を述べさせていただきたいと思います。

確かに協働という言葉は比較的新しいのではないかと思います。そういう意味ではまだまだ市民の皆さんの中に十分なじみが浸透してないというふうには受け取っております。

しかし協働の意味する内容は、2人の人間が例えば重い石を持ったという古い時代のそういうところから始まっておるのではないかと思います。今風に言えば自治会あるいは消防団、あるいは観光協会も商工会も、そこには行政の関与もありますので、そういう意味からいけば、それぞれの持ち味を持った他分野のものが互いに力を寄せ合つて一つの目標達成をしていくという意味では、そういうこともあるのではないかというふうに思っております。そういうものを郡上市は非常に、NPOまで含めると非常に豊かに今日取り組みがなされておるといふふうには受けとめております。

しかし一方で、先ほど議員が御指摘のように、今日的な意味合いにおける市民協働ということをとらえますと、より市民の皆様の本意といいますか、主体的な自律的なお取り組み、それから郡上を取り巻く環境は少子化、高齢化、人口の減少、あるいは地域における触れ合いの減退等々がありますから、意識的にこういうことについて取り組んでいく必要があるということで、総合計画の一番頭には、みんなで作る郡上と、こういうふうにして書いてありまして、その中のキーワードが自律であり、律する自律であり、それから協働と補完と、こういうことから今の郡上づくりといいますか、皆さんとともに作る運動が始まっておるといふふうにして我々も認識をさせていただいております。

そこで、どのようにこの市民協働指針の取り組みを進めていくかということになりますけれども、例えば、平成24年度の事業でいきますと、地域づくり事業におきましてはさまざまなメニューがありますけれども、これ4年目になります。郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業は、集落対策の活動を協働型で支援をしていくと、こういうふうな事業で、毎年7地域、7カ所ずつこれまでずっと取り組んできておりまして、非常に地域によりましては大きな成果を生んでいただいております。

また、郡上市協働まちづくり活動支援事業というのがございます。これは2分の1ということと限度20万円ということでありまして、ことしですと18団体、こういう形で事業に取り組んでいただきたいということとしております。また1団体におかれましては3年まで継続できるというふうなこととしております。

それから提案型の協働事業としましては、団体提案型と行政提案型がございます。昨年度を見ますと、霊峰白山の文化財を保存するんだということで、石徹白自治会の皆さんが大師堂まで行くところまでの管理道路をみずから開設されると。その経費だけを出せばそれで自分たちはやるんだと、こういうふうなお取り組みがありました。また美並地域におきましては、円空さんの地域づくりを合併以来少し取り組みが薄くなったのではないかと。もう少しこれを推進するという取り組みもありました。そういうふうな事業メニュー。さらには、いわゆる所長枠ということで280万円ずつ配当しておる、この地域振興事業これがございます。

等々のこうした事業を通じまして、協働型の事業を大いに実例として取り組んでいただいております。ということをまず一つは積み重ねていくと。そして行政のほうも勉強をさせていただき、市民の皆さんもそういう体験を通じて、そういう協働型の地域づくりというものに携わっていただくということが、この数年の取り組みとしてきております。

それからもう一つは、こここのところで始まりますが、まさに今申し上げたような取り組みをつなぎ合わせていく、そしてさらに育てていく、力を足し合っていくと、そういうふうな装置といいますか、そういう拠点づくりとして市民協働センターというものをこの7月に設立をさせていただく

運びとなりました。

これらも、まちづくり市民会議で非常に御尽力された皆さんたちが中心のメンバーとなられて、むしろ市の職員よりもそういう皆さんが中心となられて構想をつくられておりますけれども、そういうふうな取り組みにおきまして、この7月にまさに、これも行政提案型の事業として取り組みが行われるものでありますけれども、オープンをしていくということでございます。

市民協働センターにおきましては、特に、そうした地域づくりの情報を収集し、また皆さんにお伝えをする、そういうふうな情報の受発信あるいは御相談あるいは制度事業の御紹介、これ国にも県にも市にもありますから、有効活用をしていただきたいというふうに思います。あるいはそれを結びつけていくということもあります。それから人材育成あるいは啓発と、こういうふうなことがあります。昨日もちょうどその審査会の中で協働に関する100のプロジェクトと、老若男女問わず、また地域を問わず、多くの皆さんにかかわっていただける協働メニュープロジェクトを100つくるんだというようなことを言っておみえでしたが、そういうふうなことが進んでいくということの中で、一つは地域の中における実践、そしてもう一つは協働センターというふうなブースター、それがかみ合いながら展開をさせていきたいというふうにして現在考えて取り組まさせていただきます。

それからもう一点、どれだけお金が、要するにお金があるのかと、こういう御心配をいただきましたけれども、基本的には予算に限りがありますので、現在申し上げたような当面、新年度を向かっております。

実態を言いますと、振興事務所は全部かかわっていただいております。振興事務所の所長は非常に汗をかいて、地域の皆さんと密接にやりとりしながらそういう事業起こしをしていただくわけですが、なかなか年度当初から、はいはいと手を挙げていただくわけではありませんので、できるだけこういう事業を活用をしていただくということで今はお願いをしております。

今、議員御心配のような、もし、非常に大きな金額としての要請があった場合どうするかということですが、これも先ほどの団体提案型とかそういう事業で言うと100万円単位、行政提案型に取り込めるものであれば500万円単位のことを受けていこうという考え方をしておりますので、そういうことからいけば、御提案をいただく内容あるいは皆様の熱意、そういうものに対して精いっぱい我々としては進むように取り組まさせていただきますというふうに思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。私の危惧するところというのは、意見を聞いてみたら、住民そのものは旧態依然とした行政に予算をお願いしたいという中で大きな計画を立てた場合

に、ちょっと待った、そこまではちょっとできませんよという話になって、いい話が消えてしまうこともありはしないかというような懸念があったわけですが、できるだけまた精いっぱいそういう形で行政との話し合いの中では、びびることのないように言ってほしいと思います。

また、後々の質問の部分にも触れられておりましたようですので。次の質問としまして、行政の先導で画一化するおそれはないか、あるいは行政の関連で事業化したばかりに無理に財政枠にはめ込んだり、先例を示して画一化する可能性はないのかということで、先ほどの質問とも多少は関係してくると思うんですけども、自治会あるいはNPOあるいは事業者という、今までのような、例えば女性の会があったら女性の会に行政が何か持っていくとか、そういう形で持っていくような方向に、事業化するばかりにならないかということを懸念してこれを御質問するわけですが、

それともう一つ、先ほど老若男女という言葉が出ましたので、3番目に予定しておりました限界集落や働き盛りで時間や暇の少ない年代層ですね、こういう人たちを含めた幅の広い参画を掘り起こしやっていくのが本当の、あらゆる市民が相互にまちづくりに寄与していくことが本義であるという先ほどの文章からいきますと、本当に大勢の参画をもって協働するのがこの事業のねらい、あるいはまた成果も大きくなるんじゃないかと思ひまして、そのためには情報の発信ですね、先ほど室長言われましたように、その情報の発信が例えばパソコンにリテラシーのない世代だとか、あるいは日中いなくて寝にだけ帰る世代とか、そういう人たちにも均等に発信して呼びかけていけるような算段というのはどういうふうにしたらいいかという懸念がございますので、これ2番目、3番目一遍に質問しますが、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは2点ですが、一つは画一化するおそれがないかと、こういうことでありますけれども、この総合計画と後期基本計画は、産業・雇用、環境・防災、健康福祉、教育文化・人づくり、自治・まちづくりと、この5分野において組み立てがなっておるわけですが、一つの特徴といたしまして、今の5分野の次に地域振興というものがあります。それで、八幡地域から順次7地域の振興の基本計画が掲載してあるわけですが、極めてこれさまさまに地域の持たれておる個性が、それを伸ばそうということで出ております。

要は、合併の当初におきましてはより一つの郡上という意識が強かったと思います。それを乗り越えながら、地域にあるよりよい個性というものを大事にしていこうという、一つ一つの郡上を大事にしていこうというふうな取り組みがこの策定の中でもなされてきたと思っております。

この地域振興の中身につきましても、ほとんどこれは地域審議会がまとめられたものを、ほぼそのとおり掲載をさせていただいておりますので、様式とか中身が統一性がないという面もありますけれども、基本的にはそういうことを尊重しながら、いわゆる分権型の地域振興のような意味で取り組みがなされておるのが今回の特徴ではないかというふうにして考えております。

そういうふうな中で、言わば、地域の皆様による地域の皆さんのための計画であり、そして先ほどの制度事業もそういうことに倣った形で行われておりますので、所長枠を使って振興を取り組んでいただいておりますその事業を見ましても、23年度におきましては、八幡地域では愛宕公園の有効利用へ向けた計画策定、それから、まちごとギャラリー事業、福よせ雛の取り組みだと思えます。

それから大和におきましては、ジビエの活用ということでありまして、どぶろく特区の推進と、こういうふうに非常に特徴的なものがあります。白鳥におきましては、北濃の駅におきまして農産加工でそういう拠点施設をつくと、あるいは道の駅の管理運営形態についてみんなで検討していくと、こういう取り組みもあります。高鷲におきましては、デジタルアーカイブスということで、かつての映像をデジタル化する、あるいは高速名古屋白川郷号線に対応したシャトル便の運行と、こういうこともあります。美並におきましては、新農産物の創出事業とか防災マップの事業もござります。明宝におきましては、めいほう鶏ちゃん加工生産設備と、そういうものを整備すると。あるいは歴史民俗資料館の保存映像のデジタル化。和良地域におきましては、集落総点検のプロジェクト実施事業、あるいは集落マップの作成と。

こういうふうに非常にさまざまになっておりまして、地域において、今これが大事だということより主体的に取り組んでいただくという意味では、画一化というよりはまさに分権化、そしてそれを振興事務所においては今の所長のもとで、決して窓口業務だけではなくて、そういうことについても取り組んでおっていただくということがあります。

ただし、全体像としましては、総合計画で一つ課題解決のための方針といたしました地域資源を活用した産業起こしという一つの面、もう一つは、地域における支え合いの仕組みづくりと、この二つの今日的な課題の解決の重点方針というものが一つのくくりとして、そういうものに対して地域の中でお取り組みがさまざまに、マルチに取り組まれておるといふようなことが言えると思っておりますし、また、今、議員御指摘のように、そういう意味で地域に合った、行政からの押しつけではない振興事業に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから3点目ですけれども、例えばパソコンの関係で言いますと、郡上市におきましても、ケーブルテレビを通じまして情報通信の基盤整備を持っておりますので、昨年度においてはインターネットのより容量そして速度、そういうものを充実する取り組みをさせていただいております。そういう意味におきましては、こうした山合いの土地柄ではありますけれども、こういうふうな情報通信インフラを強化して、また活用していただいて、地域づくりや産業活動にはそれを生かしていただくように我々も努めなくてはならないと思っております。

しかし、INGを除いた範囲にはなりますけど、ケーブルテレビの範囲でいきますと、テレビの御加入は約1万件弱です。インターネットが5,000件弱です、4,700台だと思えます。そうしますと、

ほかのNTTとかその他の媒体を使われる方があるとしても、インターネットは全員が使ってみえるわけではありません。

そういう面におきまして、情報発信につきましては、ホームページだけではなくて、常に音声告知放送それから広報紙、今はそしてケーブルテレビのデータ放送を活用させていただいておりますけど、そうものでできるだけ情報をより広く皆さんにお伝えするというふうに、媒体をいろんなチャンネルを持ちながら取り組ませていただいておりますということでもあります。

それからもう一点は、先ほど申し上げました市民協働センターにつきましても、郡上市地域は大変広いんですね、先ほどお話がありました。そういう意味においては、振興事務所単位において、そこにつなぐ窓口であり、あるいはそこで連絡をさせていただくと、そういうふうなサブセンターという機能を、それも市民の皆様の運営の委員の立場の方と行政の立場の者が1対1で構成するというので、6つサブセンターを設置させていただくと。そういう意味におきましても、広さに対応するあるいは各層に対応するということには心がけていきたいというふうに思っております。

そんなようなところで、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 話を聞いてみますと、僕が心配性なんかなというふうに思った次第ですけれども。

僕は高校生のときに学園祭のテーマで過疎をいかにしてとめるかというようなテーマで、和良の地内ですけれども、いろいろな人に話を聞いて回ったことがあったんです。言っちゃ失礼なんですけれども、その中でこうすりゃとまるぞという意見はございませんでしたが、旧態依然として、いや、もっと問題は深刻になった状態で今までやってきて、今度僕が若い世代から聞かれるような状態になったという中では、協働の指針の中にございましたような行政が住民の意見を聞いてきて、とどのつまりがこうなったというような、そういう感じを受けましたので、いや、そうじゃないんだというような、時代の流れというのは、林業にしてもあるいは農業にしても過疎にしても、その中であがきながらみんながみんな、行政も考え、そして住民も考えながら、時代の流れでこういう形ができたという、その中に例えば大分県のように、梅を植えてハワイに行こうというようなキャンペーンがあって、当時海外旅行なんかない時代に行ったという成功例もありますけれども、みんながその時代の流れの中で現在の苦境のような形に陥ったと。それが少子化の問題であったり、あるいは経済成長のなれの果てがこういうふうになったのかそれはわかりませんが、行政ばかりでもないし、それから住民ばかりでもないところで、一番最終面に遭うのが山間地域ですね、がこういう状態になっている。一番深刻にその問題を目の当たりにしているというところじゃないかと思っております。

そういう中では、本当に住民の意見を聞きながら住民と一緒にその地域を興していこうというのは新しい取り組み、目線だと思って大変期待をしておるんですけども。

聞くことがわからんと先ほど言いましたけれども、そんな中で、合併時に建設計画、10年ですね、これが満了を前にして、その次の計画というのがどうなっているかというのが僕も離れていて勉強不足なんですけど、その中に今の協働のまちづくりの提案が生きていけるのか、あるいは振興局というのは旧役場のようなスタッフがいない中でその地域地域の状態を把握していけるのかということについて危惧を覚えますので、もしよかったら簡単にお願ひできますか。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 振興事務所につきましては、日ごろから日置市長が言ってみえるように、地域だけを、人を削減するつもりはないと。現在の体制が先ほど申し上げましたように振興事務所ですし、集約はしましたけれども振興課という名前を持って、より企画立案というところまでは、つらい面はあるんですけども、そういうことができる一つの振興事務所として今いるということと、本庁の各部との連携ということで、何とか地域の状況を最先端の事務所として把握し本庁に伝えてもらおう、そして一緒に考えていくと、こういう体制で今はいるわけでありまして。

今後の体制のことになりますとこれは行革の第2次大綱の中で今後のことが出てきますので、そちらにちょっと委ねていく部分がありますけれども、この建設計画につきましては、幾つかの修正をかけながら行ってまいりましたが、先般御説明を申し上げましたように、これ予算議会のときですね、3月に、一応ここのところでほぼ、おおむね100%の執行となっていけるように推移を今進めてきておるばかりでありますけれども、状況の変化としましては、合併特例債の年数が10年であったものが、今の東日本大震災の関係で、どこの自治体においても5年延長するというふうなことが今国会で審議されておまして、これ昨年の秋からずっと審議されておるわけですけれども、それが決まってくるまでは、例えて言いますと、その中で法律等によって何かの地域審議会のようなものの設置とか建設計画の策定などというものが、その5年後においても合併特例債の活用の中でそういうものが要件として出てくるかどうかというものを少し見きわめてみないとわからない面がございますが、考え方としては、合併して10年、郡上市という単位の中でその事業は、現場はもちろんそこそこの地域にあるわけですけれども、そういう発想の中でこれからは事業を事業として計画量、計画額ではなくて、事業ごとにそういうふうにして郡上市としての判断をしていかないかんのではないかとこのようにして考えております。

（5番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） まさに合併時の建設計画というのは先ほどの協働指針の中にあります反省点ですね、住民のニーズにこたえようとした行政と絡みがつくり出した計画と言っても、これ過言に

なるかもしれませんが、じゃないかと思うんです。新たなものは今度はそうじゃない、住民の声も生かしたともにつくっていきけるような計画がこれからでも間に合うものならできればいいと思って取り上げさせていただきました。

それでは次に行きたいと思えますけれども、小那比の郵便坂と題しましたけれども、過去に大峠トンネルの計画時に合併前の美並村と和良村ですね、これがある程度財政負担もしながら大峠トンネルをどうしてもつくっていただきたいという形でお願いしたんですが、その中にはそこから郵便坂も新設していただいて、それから西和良の洲河ですね、ここへ上ってきていただきたいというような願いもあって進めてきたんですけれども、現在、こういうどこも財政の枯渇しておるような中で、今、一体全体どのような形になっているのかというのをお知らせ願いたいと思ひまして質問しますのでお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 郵便坂の計画の件でございますけれども、合併以前に、仮称ではありますけれども大峠トンネルという計画が出てきたころから、この道路を有効利用するにはどうしたらいいかというようなことで、合併1年ぐらい前かと聞いておりますけれども、和良村さんと八幡町において、図上ではございますけれども、そのルートのなことを検討した経緯があります。

それでそのときの経緯としましては、今の羽佐古トンネルを出たところから、少し下ったところに郵便坂という、通称でありますけれども、そういうところがありまして、それを使って野々倉地区それから現道の笹方峠とは別に須良々へ少し下った側のところから下洲河へ向けて上がるルートはどうやろうということで、図上ではありますけれども、その辺の計画を入れて検討したのが7キロぐらいということで、そういう結果がございます。

それで今、議員言われましたように、大峠トンネルにつきましても、10%の市の補助の中で美並町さんの2、和良さんの2、八幡の6ということで負担をしていただいて進んできておったわけですが、現在、野々倉地区にしましては、鹿倉白山線と美濃加茂和良線の2ルートしかないという中で、この羽佐古トンネルの坑口まで行こうと思いますと、鹿倉白山線ですと4キロぐらいかかると、トンネルの入り口まで。それから美濃加茂和良線を使うと8.4キロぐらいかかると。

そういった中で、この区間につきましては、県道改良もおくれておりますし、そして雨量の規制区間というようなこともあって、地元の方にしてみれば、最短距離で来れる郵便坂を何とかやっていただけんかということも強く市のほうへも要望を受けておるわけですが、それで平成22年度に、市独自ですけれども、市は市で1.6キロ間の、郵便坂部分だけですけれども、そこを図上でございますけれども、その前のルートを参考に検討はさせていただきました。

それで、検討内容としましては3種5級規格の5メートルというようなところで、概算ではござ

いますけれども、事業費としては9億3,000万円ぐらいかかるんじゃないかなということは把握しております。

そうした中ですけれども、今後、この大きな事業を事業化していくということになりますと、費用対効果とか、規制区間を解除を含めた県道の今のルートとか、いろんなことが関係してくる中で、県とも十分そういうところについては協議して進まないかなというふうに思っておるわけですが、今年度につきましては管内要望も行いましたけれども、ちょっと時間の関係上、内部までは入れませんでしたけれども、今後においては現地等も見ていただく中で、県と十分協議しながら考えていきたいというふうに思っておりますし、そういった市のほうで独自で、参考でつくったものにつきましても、県のほうへ、市独自で入れてみましたというようなことで、資料提供等はやってきておるところでございますけれども、いずれにしましても、県のほうと十分協議を進めながら勘考していかないかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） いずれにしましても、ソフト事業とそれからハード事業というのはメビウスの輪みたいなもので、ずっと持っていくとまたもとに戻るような形でありますので、また今後ともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、兼山悌孝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

(午後 2時20分)

---

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

(午後 2時34分)

---

#### ◇ 清 水 正 照 君

○議長（清水敏夫君） 11番、清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、今回大きく3点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに農業振興ビジョンの進捗状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

国の農業政策の転換等によって農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、本市の農業も農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足など多くの課題を抱えています。農業を職業として選択できるよう、もうかる農業を目指して、農業の持続的発展とその基盤である農村の振興を図ってい

くために、本市の農業の基本となる農業振興ビジョンが策定をされました。これは策定された当時から私、この農業に関して質問させていただいておる前置きとほとんど同じでございます。

農業振興ビジョンには、本市の農業の現状、課題を踏まえ、平成21年度から30年度までの10年間の農業の将来像を描くとともに、その実現に向けて、当面5年間に取り組むべく施策が示されております。

その一つに、普及センターまた農協と行政が協力、一体的に連携する中で、仮称ですが、農業振興センターを設立し、安心安全な農作物の栽培指導、農家の生産体制の確立や青空市、加工業者の育成、市場への出荷体制や郡上ブランドの確立などを目指し、本市の農業の核となるのが農業センターの設立構想ではないかというふうに思います。農業振興を総括的に行う組織としての（仮称）農業センター設立に向けた取り組み状況について、農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

郡上市の農業振興ビジョンでございますが、平成21年3月に、今後10年間に重点的に取り組む農業振興施策の方向性について、市民の皆さんの御意見、御提案をお聞きしながら策定をしたものでございます。

この中で郡上農業振興センター、議員も言われましたように仮称でございますけども、この立ち上げというのが載ってございまして、これにつきましては、ビジョンの販売戦略の強化という項目の中で振興作物の栽培計画それから特産品開発、農産物の販売、営業PRを総括的に行う組織を立ち上げ農業振興を推進すると、こういった施策に位置づけられてございます。

現在、農業振興センターという名称の機関の設立には至っておりませんが、その機能を補完する業務といたしまして、白鳥地域特産物振興センターの市の職員がその役割を担っておるところでございます。

主な担当業務としましては、農産物を活用した地域特産物の開発・宣伝とか情報の収集提供を初め、安心安全な農産物の栽培指導、販売の促進を行っておりまして、また、平成24年度からは新たな事業といたしまして市内青空市場とか直売所で、安心安全で質の高い地場農産物の栽培、出荷の拡大を図るために、農業アドバイザーによる小規模農家の育成、新規作物を推進する地場農産物販売奨励事業といった事業にしておりますけども、こういった事業に取り組んでもございます。

この事業につきましては、地場農産物のブランド化の推進とか市内20カ所の青空市場の総合的な支援を行う青空市場連合の事務も含めて、今言いました白鳥の物産センターのほうの職員が担当しておっていただきます。

これらの業務は県の郡上農林事務所農業振興課または農業普及課、めぐみの農協など関係機関と

も連携を図りながら推進をしておるところでございます。

振興ビジョンでございますけれども、農業を取り巻く情勢の変化等によりまして、必要に応じて見直しをすることとしておりまして、昨年度から市民の代表からなる推進委員会から御意見を伺いまして改定を進めているところでございます。

農業振興センターは、農業振興に係る県や農協などの機関が同一施設に入り窓口を一本化するということといったハード面ではなくて、県や農協等の関係機関との連携を一層強め、農産物の販売や物流に関する業務、農家に対する栽培指導あるいは相談業務、特産品の開発などを総合的に行う機関としてソフト面を重視した位置づけで現在はやっております。

いずれにしても、農業者並びに農業者の代表である農協あるいは指導機関の県農業普及課それから郡上市が、その関係を密にすることが農業の振興を図る上で大切であることというふうに思っておりますので、今後も一層の連携を図りながら農業を振興させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 今、お話しがありました今の農業振興センター、今、白鳥の特産物振興センターに職員を1人配置し、また、ことしから農業アドバイザーですか、南北1名ずつということで2名というような配置をする中で、ソフト面の指導をしていくというようなことをお伺いいたしました。

この振興センターを成立する際の趣旨といいますか、農家、農業従事者に対していろいろ指導していくといったことが目的ではなかったかなというような思いを個人的にはするんです。そういった際に、今職員が1人みえるということですが、せっかくのアドバイザーという人を配置される中で、一体的にアドバイザーの方とその職員と一体的にやる、また当然、本庁からもかかわりを持たれるというふうに思いますが果たしてアドバイザーの方が、4月からなんです、実際、農家の皆さんにどれだけ周知されておるのかということをちょっと疑問に思います。

それと、今まで農業はいろいろ展開をされてきてみえるというふうに思うんですが、本当に農家の皆さんが、いつも回答をもらうときにはもうかる農業、農業を職業として選択できるような農業にしたいというような回答をいただくんですが、実際現場ではどうかなということを思います。

ことしあたりアドバイザーとしてお願いがしてあるわけですが、予算的には94万5,000円ですか、といった予算だったと思いますが、その枠の中でどのような仕事内容とかどのような仕事をされるのか、また農家へのこのアドバイザーを設置してこういった仕事をするんで大いに使ってくださいというようなことなのか、いや、そうでない、アドバイザーのほうが農家へ行けるときに行ってやるのか、その辺のアドバイザーの立場というものをちょっとお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 24年度から始まりました農業アドバイザーの事業でございますけども、現在、御指摘のように2人、南に1人北に1人ということで、南北1人ずつ委嘱をさせていただいております。

これは先ほど言いましたように事務局が今、白鳥地域特産物振興センターの職員が事務局をやっております、この事務局の職員は先ほども言いましたように青空市場連合の事務局も兼ねております、例えば青空市場連合の総会なんかですと、その青空市場へ来られる農家の方が講習会等にお集まりになるわけでございますけども、そういったところで、このアドバイザー事業をこういふふうにことし新たに起こしましたので、皆さん活用してくださいということで御紹介もしておりますし、現に、もう4月から今白鳥振興センターの職員等々と一緒になりながら、計画的に地域へ入りながら指導をしとってくれます。

なぜこういう事業を起こしたかといいますのは、例えば農協を通じて出荷される大きな農家ですね、例えば大根であるとかトマトであるとかいったことにつきましては、農業普及課の指導員がございまして、そちらのほうとか、あるいは農協の担当者等指導をしてくれますけども、朝市や青空市場等へ出荷される農家につきましては小規模であるというようなことから、なかなかそこまで多くの皆さんに手が回らないと。今、青空市場連合の組合員も1,800人を超えているような状況でございまして、これみんなになかなか手が回らないということから、新たに24年度にこの事業を起こさせていただきました。そういったことで、もう既に4月から5月にかけて各地のほうから要望がありまして、そちらのほうへ出向きながら指導やら相談もさせていただいておるような状況でございまして、よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） この前、たまたま農業をやってみえる方とお会いしましたら、こんな制度がどうかアドバイザーができたが知つとるかという話をしましたら、いや、聞いとらんなどいうことを言われましたので、現場の従事してみえる方をいかに育てて、小規模であってもそれをまた発展して大きく育てていけるような体制をとっていただければ、一步でももうかる農業につながっていくのかなということを思いますので、自分もこの農業振興センターというもの自体が、現場のサイドに立ったものであるのではないかというような思いの中からこういった質問をさせていただきました。もう一点、獣害対策がありますのでそちらに移らせていただいて、また最後に市長にもお伺いをしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

鳥獣害対策についてお伺いをいたしたいと思いますが、現在、防護さくや電気さくなどの設置や

猟友会などによる捕獲によって、いろんなそういったものの対策によって一定の効果が上がっておりまして、ことしなどはけもの被害が少ないというような話もお伺いをいたします。

しかしながら、せっかく野菜をつくったのに、収穫間近になりますと一夜にして被害に遭うとか、そういったことが聞かれるわけですが、農家の生産意欲の減退につながり、またそれが農地放棄につながるようなふうに思います。そうあってはならないと思いますが、野生動物が集落、農地へ侵入できないよう、森林との間に緩衝帯、これもビジョンにあるわけですが、設置するということのようなことが示されております。その設置状況と設置してあるのであれば効果、また今後の計画について農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 獣害対策の緩衝帯の御質問でございます。

農業振興ビジョンの中に生産体制の強化という項目の中で有害鳥獣対策の施策メニューの一つとして、集落周辺の森林整備や緩衝帯の設置を推進するというふうに記載されてございます。

市の獣害対策につきましては、平成21年度に郡上市鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、平成22年9月には郡上市鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしまして、総合的な対策を実施しているところでございます。

対策につきましては主に駆除隊による有害鳥獣捕獲と、それからもう一つは獣害防止さくの設置とか、去年から新たにモンキードッグといったものも取り入れながら、そういった捕獲と防御といった両面に対応しているところでございます。

農作物への被害状況でございますけれども、毎年、農事改良組合長さんを通じまして市内の全農家へ調査票を配布いたしまして、それを回収いたしまして集計をしておりますけれども、ことし1月の調査によりますと、昨年の平成23年の被害額でございますけれども、市内全体で3,800万円という調査結果が出ております。この3,800万円という数字でございますが、一昨年その前の年の平成22年には被害額が1億3,000万円というようなことでございまして、これと比較をいたしますと3分の1以下に、アンケート調査上は減っておるといのが実情でございます。

すべての鳥獣種において被害は減少しておりますけれども、特にイノシシと猿が前年比で30%以下に大きく減少しておるといったような状況でございます。

鳥獣別にいきますと、イノシシ、猿、シカといったこういった順で被害がございまして、一昨年に比べまして特にシカの被害が割合的には多くなっているといったのが状況でございます。

この23年の被害が3分の1以下になったといった減少した理由につきましては、ただいま担当部署においてその要因を検証中ではございますけれども、これまで有害鳥獣捕獲とそれから防護さく、こういった設置したことが功を奏したこともあるかもしれませんし、あるいはまた森林に動物たちのえさが豊富であったというようなことも一部聞いておりますので、そういったことが原因かもし

れませんけども、今ちょっとその要因を検討中でございます。

ビジョンの獣害対策の一つとして上げている緩衝帯の話でございますけども、緩衝帯につきましては、けものえさ場とか隠れ場となる森林と集落との間にある雑木とか雑草を除去しまして、集落の環境を整備することで獣害を減らすといった試みでございます。

獣害対策だけを目的としたこうした取り組みについては、現在、その緩衝帯ですよといった取り組みは特別なものは実施してはおりませんが、例えて言うならば、道路際の杉とかヒノキを伐採しまして、日当たりとか見通しをよくするといった事業の中で沿道林修景整備事業、いわゆるこもれび作戦ですね、そういった事業もございまして、そういったところではそういった事業も取り入れながら行っておるのが現状でございます。

集落と里山との境における緩衝帯の整備につきましては、この平成24年度の4月の補正予算でお認めいただきました、快適な森林空間づくりといった事業をお認めいただいたわけでございますけども、これは里山整備モデル地区事業といったことで、この中で緩衝帯も設けていけるというようなことございますので、そういった里山づくりの中の一つとして緩衝帯もメニューとして組みながら試行的に実施をしまして、その効果を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。特別緩衝帯ということではないが、先ほど沿道林の整備ですか、沿道林の整備は農林のほうでやってみえるんですか、建設部のほうですか。一応、現況をとっていただいてというふうに理解をしいですか。農林水産部長、22年の12月に答弁いただいておるんですが、獣害対策、里山づくりの質問に対して、道路から見える場所にモデル的な里山環境整備を進めたいというような答弁をいただいて、それ以降、建設部と連携をとりながらそういった沿道林の整備をされたというふうに理解をしいんですか。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 特別緩衝帯といった意味で修景林をやっておるわけではございませんが、24年度の事業につきましては、そういったことも含めて、里山林の整備といった中で、緩衝帯がどのくらい獣害対策に役立つかということも含めて検証をしていきたいなというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。まず、そういった形で検証をしいていただいて、有効であればまた広めてしいていただければということをお思いますので、要望いたしたいと思ます。

もう一つ、その中で獣害対策の一環としてセンサーカメラを10台設置するということがこの補正で決まったわけですが、そういった野生動物の成育、生態調査をされていく中で、するだけではないかのかなというふうに思いますね。それを今後どのように生かしていくかということが必要になってくると思うんですが、例えばセンサーカメラを設置される期間はどのぐらいか、またその結果に基づいてどのような政策、具体的にどういったことをやっていくかと、そういったことを考えてみえるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） このセンサーカメラにつきましては、今6月議会の補正によりましてお認めいただきました環境税を利用した事業ということでございます。

センサーカメラによりまして、10カ所定点を市内に決めまして、そこへカメラを設置しまして、そこをけものが通りますとそれを感知してシャッターがおりるというようなものを考えてございますけれども、それによりまして、もし、できれば生息数まで調査ができるかどうかはわかりませんが、生息数の調査とかあるいは生態ですね、イノシシがどういうふうに動くのか、あるいはシカがどんな行動をとるのかといったことまでわかれば、そういったことも含めて検討をしていきたいと。

それからもう一つ、外来種といたしましてハクビシンというのは前からおるよということは聞いたんですけども、どうもアライグマも入ってきておるよだということでございますので、そういったこともこういったことで調査できればなというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

それから、どのくらい設置していくのかということでございますけれども、これにつきましては、雪の期間はできないと思いますので、それを外した期間で設置をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） それはどうなんですか、雪の期間というか、雪も含めて何年という思いで見えるのか、設置して12月までで終わりなのか、それともう一つは場所はもう決定をしておるのか、設置場所ですね。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは長いということになしに、とりあえずこの24年度につきましては1年間の中でカメラの設置できる期間そこに定点で設置をしまして、観測をしていきたいということでございますし、10カ所予定しておりますけれども、候補地につきましてはこれからでございますので、これから検討させていただきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） こういった基金を利用しての、農家の皆さんが大変悩んでみえる獣害対策ですので、こういったことが有効に後々生かされるようにしていただければということをお願いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が押してきましたが、市長にちょっとお伺いするんですが、農業振興には簡単な魔法のつえはなく、農業者の地道な取り組みが活路を開いていく、農家を中心とした関係機関がこうして協力して前進することが大事だというようなことを、市長答弁をいただいておりますけれども、先ほどお話ししました仮称ですが農業振興センターの関係の書いてあります図式を見ますと、センターが中心になって農家を育成し、また農家がいいものをつくって青空市なりいろんなそういうところへ出荷をして、結果的にはもうかる農業につながっていくというようなことかなというふうに思うんですが、今職員が常駐職員が1人いてアドバイザーが2名、いろんな関係機関との連絡はとってみえるんですが、市として農家に対してどのように思いを持っておられるのか。農業振興についてこういったセンターを立ち上げて核となって図っていただければということをお願ひするんですが、市長のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の農業を振興していくためには、特に農家の皆さんは非常にそれぞれ御苦勞いただいておりますので、それに対して市としては何らかの形で有効な支援策というものをやっていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、このビジョンの中で農業振興センターというものを位置づけておるわけですが、これはセンターというのは建物ではなくて、そういういろんなアドバイザー的な機能を持った職員等による指導ということが大事であるというふうに思っております。

そういう意味で、可能な限りそうした活動をしたいと思っておりますし、問題はなかなか人材という問題があるわけですので、今回、県の農業改良普及センターの所長をやられた経歴のある方あるいはJAで営農指導をやっておられた方、そういった方々を得て指導に当たっていただくということでございますが、これが農家の皆さんに知られていないということは、こちらのほうのPR不足ということがありますので、十分PRをして活用をしてもらいたいというふうに思います。

もちろんこうしたことは市の行政だけではやっていけませんので、先ほど御指摘の図がどういう図を見ておられるかあれなんですけれども、当然、県の農業改良普及課そういったようなところとも連携をとって、ぜひ、郡上市内の農家の皆さんに頼ってもらえるような、そういう機能を担ってきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。それでは次に移りたいと思いますが、農業についてはそういった形でよろしくお願ひしたいと思います。

次の消防団の連携また再編及び消防団員の業務軽減の対応についてということでお伺いをいたしたいと思います。

先般、新聞にも載ってございましたけども、岐阜県内において消防団員は過去最少、中山間地域で減少、団員の減少は中山間地域を抱える自治体で目立っており、過疎化などで退団者に見合う若い世代が確保できないという、県内市町村の消防団員数の調査結果が発表をされました。これ岐阜新聞だったと思いますけども載ってございました。

本市においても、消防団は火災や災害時における地域防災のかなめとして大変重要な組織であり、団員確保については消防団、自治会等において大変御苦勞いただいております。

消防団の連携につきましては、火災時における旧町村の枠を超えて隣接する自治会の火災に出動する、その際に屋外、屋内の放送も使っていただいておりますと思うんですが、どのように放送されておるかなということと、消防団向けの火災情報メールが配信をされておるようですが、そういったことで万全を期していただいているということだと思います。

火災発生時には知らせると、まず知らせないことには出動もできませんので、から始まるというふうに、消火活動の始まりだと思いますが、その放送の範囲ですね、発生したところだけの範囲なのか、また、隣接するまた郡上市全体なのかというような範囲と火災情報メールの登録者数についてお伺いをいたしたいと思います。

あわせて、連携という部分で、消防団員の今の勤務状況というのは、所属する自治会、何分団何部というようなところで、所属する自治会に勤務してる団員というのは本当に少ない、中心市街地ではあるかもしれませんが、入ってくると本当にほとんどが会社員、勤めに出ておるというような状況のように思われます。

そうした中で、昼火災、昼の火災というのはなかなか出動にも時間がかかるのではないかなということを思います。そういった中で、直接火災現場へ出動する団員も多いと思います。早期消火のためにも、所属する部以外との現場での連携といいますか協力、機械はなかなか可搬と自動車とありますので、機械を操作することはできないこともあるかと思いますが、筒先とか水利の関係とかということではあるかと思いますが、その体制、2点について消防長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、1点目の火災等災害時における方面隊の管轄地域を超えた連携体制と、火災発生時の団員への周知についてお答えします。

方面隊の隣接する場所の火災には、方面隊の管轄に関係なく、近くの消防車が駆けつけることが重要ですので、平成23年4月1日からですが、隣接する2つの地域に同時放送を行いまして、双方の方面隊が出動する体制をとっております。

放送範囲については、隣接する部分がある場合は2地域同時に放送しますし、それ以外については1地域単独の放送になります。

それから隣接する方面隊同士での連携活動、地理・水利の把握、団員が顔見知りになっておくことが大切であるため、隣接同士の合同訓練を行うようにしております。

それから火災情報メールの登録状況についてですが、6月8日現在ですが752人となっております。4月1日現在のことしの消防団員数ですが1,865人ということで、登録率は約40%となっております。まだまだ低い登録率ですので、これから登録していただくように進めていくように考えております。

それから、2点目の火災発生時の分団・部間での現場活動協力体制についてということですが、基本的には次の3点を基本にしまして、方面隊ごとに地域事情を考慮した体制がとられております。

まず1点目ですが、第一出動は火災発生地区の分団・部及び隣接する分団、それから第二出場は、さらに隣接する分団・部が出場する体制としております。

2点目には、昼間団員数が多い市街地等の分団・部が、団員が少ない地域の分団・部を補う地域の実情を考慮した出動体制としております。最終的には方面隊の全分団が出動する体制をとっていくということです。万が一、その方面隊全部がでても対応できない場合は隣接する方面隊が応援するという体制もとっております。

また、火災発生分団では他分団の応援を受けるに当たり消防車の誘導、水利確保など連携活動をとっておりますし、現場では出動団員が多い分団・部は少ない分団・部へ人的な応援をして連携を図っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。次へ移りたいと思いますが、先ほど言われた火災メールの登録者数ですね、40%ということですので、多くの方に加入していただいて、一朝有事に備えていただければということを思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りますが、消防団の再編ということでお伺いをいたしたいと思います。

これは消防団だけでなく自治会としても本当に議論していただいて、大変重要な課題ではないか

などということをするんですけども、先ほど言われました本市の消防団は定数が1,920人ですね、それに対して1,865でしたか、というようなことで、定数を下げてもなおかつ定数に満たないというようなことで、今後ますます減少傾向ではないかということをおもいます。

そういった維持が難しくなっておるわけですけども、自治会によっては十分満たされているところもあると思いますけども、そういった組織のあり方を検討していく必要があるんじゃないかということをおもいます。

資料をいただきますと、それぞれ地域によっては、今までに自治会同士が団員数が足りなくて2つの自治会が1つの部を形成したりというようなことが進んでおるようですが、まだまだ今後、課題として出てくるのではないかとおもいますので、区割りといいますか、地域割りのようなことも検討される必要があるんじゃないかと思ひまして、今後の方針をお伺いしたいと思ひます。

もう一つ、消防団の業務軽減ということですが、火災時の出動範囲ですね、今、消防長答弁がありましたので、できるだけ人が残っている消防団のところはどこでも行けるような体制をとってみえるかなというような思ひもするんですが、それと出動範囲を見直して、負担の軽減をする必要があるんじゃないかなというような思ひを持ちました。

これは方面隊ごとに火災時の出動範囲が決められております。それぞれが方面隊ごとに決まっておるんですけども、先ほど話のありました隣接するところとの関係も組み入れていかなければならないのかなということも思ひますし、消防署との連携調整を図りながら第一出動、第二出動、そういった範囲を決めていただく、今後検討していただく必要があるんじゃないかということをおもいますので、この2点について消防長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まずは1点目ですが、郡上市消防団組織の再編についてということですが、近年の少子高齢化によりまして若年層が減少しております。消防団員の確保が難しくなっております。郡上市内では、地域によって消防団員が減少して、部や班に配備される消防車の出動に支障を来すところも出てきているところです。

現状では、消防団員OBの方に災害等支援団員として入団をしていただいて、人員の確保をして火災に備えているところであります。

ただ、こうした地域に対応するためには、今後、消防団組織の再編は避けて通れない課題ととらえております。災害に対応できる団員数が確保できるように、新入団員の確保を自治会の協力を得て進めるとともに班・部の統合及び、統合に伴い消防車がいち早く出場できる場所に消防詰所の移転を自治会それから方面隊、地域振興事務所とで相談をしながら進めていきたいと考えております。

それから2点目の消防団員の業務軽減、火災時の出場範囲の見直しということですが、各方面隊

の出場計画は各地域の地理的条件や各分団等の団員数等を考慮して各方面隊ごとに定めております。現在の出動計画が、効率的で出動人員が方面隊の各地区へ偏りなく出動できる体制となっているかどうかを、必要により方面隊で検証してもらうようにしたいと思っております。

また、火災通報に対しましては、119番が入ってすべて火災のときは消防団を要請するという体制はとっておりません。その火災通報の中には延焼危険の少ない例えば車両火災、車の火災とか枯れ草火災などもありますので、そういった場合は消防署単独で対応をしております。こういったことで、多少団員の負担の軽減になっているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。もう1点、シニアクラブの現状と今後の支援策についても予定をしようとしたんですが、どうも時間がなくなりましたので、また次回お願いをいたしたいというふうに思います。

消防団、本当に減少してきておるといのは実情だと思いますが、その消防団員として該当される人数です、人数といいますか郡上市内にどれだけあるのか、消防団に入っていたらいいような20代から40代の人たちがどのくらいあるのか、4代になってからというところちょっと無理かもしれませんが、将来的にこのくらいというようなことが多分推計はしてみえるのかもしれませんが、そういったことも調べていただく中で消防団の維持といいますか、先ほど言われました支援団員の確保なんかも、白鳥のをいただきましたがトータル24名の支援団員がことし全体であるようですが、そういったこともふやしていただいたりすることも必要かなということをおもいます。

消防団という組織は、今、青年団はありませんが、20代から40代の青年層といいますか、そういった人たちが地域で貢献していただいている一番地域に密着した組織だというふうに思います。そういったところで、消防団は消防団活動になるかもしれませんが地域貢献活動も、ほかの分野ですね、やっていたらいいようなそういった組織として自治会と一緒に検討していただけると、消防団に入る人はなかなか難しいかもしれませんが、地域の仲間としての消防団活動ができるんじゃないかということをおもいますので、そういったことも一度検討していただくことを要望して質問を終わりたいと思います。1問できなくて残念でしたが、ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

---

◇ 山 川 直 保 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 失礼いたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

冒頭ですけれども、この一般質問、一問一答方式、そして執行部の皆様方に相對しまして質問させていただくのは初めてでございます。また、私自身も5年ぶりの質問ということで、初心に帰って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、6項目について質問させていただきます。

まず初めに、日置市長にお伺いをいたしたいと思っております。

去る4月の1日に郡上市市長選挙が行われました。めでたく圧勝に、圧勝にて当選されましたこととおめでとうございます。私はその後日の4月の2日付の新聞について市長の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。本日、上田議員様からも同じ質問がございましたので、1項目は時間の都合上省かさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ここにコピーをしましてまいりました。4月2日の新聞です。見出しに大きく「郡上市長に日置さん再選、課題に力を振り絞る」このように書かれております。その後に記者の解説がございまして、その見出しというものが「政策論争が不可欠」、このように記されております。このことは、市民の協働ということをも市長様も上げておられますけれども、市民、職員と議会がしっかりとスクラムを組んで頑張るんだという協働、これがなれ合いになっているんじゃないかという一つのあらわれじゃないかということも思います。私たち議員、私もそして執行部側ともしっかりと議論を政策論争をしていかなければ、本当になれ合い議会になってしまう、そのようなことを指しているんじゃないかと思ひまして、私これを朗読させていただきたいと思ひます。

記者の解説として、8年ぶりの選挙戦となった郡上市長選は、再選を果たした日置敏明さんの圧勝に終わった。有力な対抗馬があらわれず、日置さんの信任投票の色が濃かった。日置さんは旧自治省の官僚で地方財政のエキスパート。この4年間、一般会計の通常債、市債残高を2割以上減らすなど財政再建に手腕を遺憾なく発揮した。

一方で、若者が市外へ流れ、就職先も少ない市の人口は過去5年で3,000人も減り、高齢化率は32%を超えた。

選挙戦で日置さんは、人口減少阻止や雇用拡大に向け企業誘致の強化や着地型観光の推進など総花的に公約を挙げたが、じり貧の市政を好転に導く有効な戦略は語られていない。このままではお家芸の財政再建さえ限界が来てしまう。市民の間に言い知れぬ不安と不満がくすぶっているのは事実だと、これは私の言葉ではなく記者の見解として書かれたものであります。

私は、何か辛口な書き方だなと思ひました。しかし、振り返ってみますと、日置市長がこの市債を2割以上減らした、立派な私も一市民として思ひました。そしてここに、若者の流出も前よりは下げどまったなどと書いてあれば大変喜ばしいんですけども、なかなかそういう記事にはならな

かった。

そこで、ここから出てきます「このままではお家芸の財政再建さえ限界が来てしまう。市民の間に言い知れぬ不安と不満がくすぶっているのは事実だ」とありますが、この市民が思われているような不安と不満というものは何を指すのでしょうか。お伺いいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

市民を感じる言い知れぬ不安と不満というものでございますが、これは書かれた記者がどういう思いで書かれたかということもありますか、私自身としては、この4年間もちろん一生懸命頑張っ  
てまいりました。財政等においては一定の好転をした面もありますけれども、経済面等ではいまだ  
なおかつて低迷を脱し切れていない。これは、ひとり郡上市だけでなく日本全体の経済もそうだ  
と思います。

そういう問題があり、また、これからの将来のことを考える不安というものはあると思います。  
例えば高齢者の皆さんからすれば、自分の例えばうちはどうなるのよと、あるいは事業はどうなっ  
ていくんだろうというような将来に対する不安というものもあるというふうに思います。あるいは  
そのほか、人によっては福祉についてまだ十分でないとか、医療について十分でないとか、あるい  
は若い世帯にとっては子育ての負担が大きいとか、私は現状が私自身考えても、現在の郡上市ある  
いは日本の国民の生活、経済というものは不安や不満を持って当然だというふうに思います。いろ  
いろな不安や不満があるというふうに思います。

そうした全く不安や不満を感じなくて現状が満足であると、あるいは全く心配ないという方は現  
在の日本には、あるいは現在の郡上には少ないのではないかとこのように思います。そういう不安  
や不満がしかし、これからの郡上市をこれではならんということで取り組んでいく原動力になるも  
のであるというふうに思います。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 私もそのように同感する部分がございます。私もこの5年間一市民として生  
活してまいりました。この不安と不満というものは何かと。一言で言えば私は仕事がない、困った  
ということをよくよく聞かさせていただきました。

私の住む高鷲にも、私の知り合いが、娘が学校卒業してやっと帰ってきてくれたわい、7年間お  
つてくれた、そやけどこの春から仕事がのうなつてな、娘と楽しゅう暮らしとったんやけど、名古  
屋へ出てしまったわい、寂しいわい。そんな言葉を聞きました。またある若い、僕の知っての友だ  
ちの子どもですけども、若夫婦で大阪のほうから嫁もらって家まで構えました。それがその会社の

事情で職場を失って、つい先月、二人で大阪へ転出しましたと。またある方は、僕の友だちですけども、建設会社がある事情で、経営がうまくいかなかったんだと思いますけれども全員解雇です。若者です。どうしよう、このあたりに仕事がない、出ていかないかんかもしれん。こんなのが私のそばでもこのようにあるんです。皆さんの周りではもっともっとあるかもしれない。大変厳しい状態だと思っております。それにこたえるべく、私たちが頑張らなければということをおもっております。

それで、次の質問に移らせていただきます。

市の財政における外貨獲得とはというふうに書かせていただいておりますが、これを、市を一般企業と例えるならば、通常の毎年毎年入ってくる、営業で入ってくる予定されるお金、そういうものじゃなくて、本質的にこれは有効だと、有効な財源だと思われるものについてのお金とは何でしょうか。総務部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、外貨の獲得というようなことでございます。これ非常に難しい問題でございますが、まず地域経済で考えた場合と、郡上市の事業での考えと、この2点で説明させていただきます。

まず、地域経済で考えた場合の外貨の獲得、これにおいては、本当に市内の生産者とか製造業の方は、市外において販売とか契約、そういうような収入を得て、またその経済活動が市内へ還元されて税金になるということは、まず1点の外貨の獲得の一つになろうかなと思っております。

もう一点は、市が直接事業を行う場合において、外貨と言えるかということになると少し課題はあると思うんですが、投資的事業に係る国県補助金、これは職員も単独でなしにできないかもわかりませんが汗と知恵を出して補助金を獲得してくるということも一つの獲得にはなるのではないかなと思っております。ただしこの補助金の場合、こういう投資的事業の場合、国庫補助をいただいても、自己財源というのは必要になってくるということが外貨の獲得と考えております。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 私はその部分の外貨というこの概念、市で言えばそういった補助金になるかもしれませんが。通常のように入ってくる交付税、そういったものが毎年毎年1.5倍や2倍になることはない。そして、また市民税そして市民法人税も1.5倍、2倍になることは一遍にはない。しかし、その補助金獲得については、幾ら裏負担があろうとも、これは一たん市民たちも国税として納めて、その配分の中で事業が決まって戻ってくる、そういったメニューについては、とればとるほど得をする、裕福な自治体であればそれができる。裕福でない自治体はそれはできないと。つまり、

ハード事業そしてソフト事業においても、それだけ日本の中の差ができてきているということです。

しかしながら、これを少しでも有利な財源を獲得して、先ほどもほかの議員の皆様方がお話しされてましたけど公共事業の獲得、いろんな面でも使っていただきたい。そして、今、決定されている事業の中でも私が見る限り、補助金をうまく引いてこれた事業があったんじゃないかというの少しは見受けられるような気がいたしております。そこはともに努力をしていきましょう。

次に、国勢調査についてお伺いをいたします。

直近の国勢調査におきまして市の人口は3,000人弱減りました。人口が減った原因の一番の原因は何だと思われませんか。市長さんにお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、人口が減るということは、人というのは足による投票ということがありますけれども、そこでなかなか、暮らしやすいか暮らしにくいかということの一つの指標ではあろうというふうに思っております。

ただ、最近の人口の動態というのを見ておきますと、もちろん御承知のように人口の増減というのは自然動態、出生と死亡の差、それから社会動態、転入と転出の差と、こういうものでございますけれども、現在一つは、その自然動態における高齢化に伴う死亡者数の非常に大きな増加、片一方はまた少子化ということで、生まれてくる赤ちゃんの減少と、これによる自然減というものですね、これのウエートがここ二、三年非常に強くなっているというふうに思います。

それとともに、先ほども御指摘がありましたけれども、なかなか郡上で仕事を見つけて暮らしていけない、あるいは一たん学校、学業等のために外へ出たけれども、郡上で適切な仕事が見つけられないということで戻ってこれないというような形での転入と転出の差という形での転出超過というものもかなり大きな要因であるというふうに思っております。

郡上における人口の減少はこの2つの要因、そして近年の傾向としては、数の上では自然減少が約6割、社会減少が約4割というような形になっておりますが、いずれにしろ、こうした自然減少に対する対策あるいは転出超過に対する対策というものが非常に大事だというふうに思ってます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ただいま市長が自然減6割、社会減4割と申されました。日置市長は選挙戦中の決起大会の中のお話で私聞きました。3,004人減ったと、この5間で。そのうち中身は勤労世帯、二十から59までですか65までですか、それが千六百何ぼとか、確実に50%以上超えておりました。つまり、郡上の人口の減の一番の要因は雇用と密接な関係があるということが言えると思います。

その雇用というものを本当に考えていくことがまたまた、私何回も申し上げますが大切だという

ことを思ってます。決してアフリカに住むヌーやシマウマのようにサバンナを求めて歩く。かつて昔は私の親の時代でもそうです。出稼ぎに行きました。もうそんなことがあっちゃならん冬やって、しっかりとした産業があるんだから、しっかりともうそのようなまちにしていきたい、強く願望いたします。

続きまして、平成22年の国勢調査を行う際に、市長は関係職員に対して具体的にどのような指示されたかをお伺いしたいと思うんですけれども。この国勢調査、国勢調査というものは住民基本台帳を基本とした調査よりもさらに大切であります。交付税の配分、衆議院の定数や都市計画や過疎関係の要件にもなります。その点、もちろん行政として努力されたらうけれども、どのような指示をされましたか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 国勢調査をいよいよ始まるということは担当部のほうから庁議においても報告がございました。そこで私は、この国勢調査は今御指摘になったように交付税の基礎数値になったり非常に大切な数字であります。そういうことで、きちっとした調査要領に基づいて、正確にこの郡上市の市民の実情を把握をしてくれるように、きちっと正確に調査をするようにということを申し上げました。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） かつて、高鷲のことを申し上げますが、交付税獲得のためにちまなこになって私が主事補か、ほん小ぞうをしていたころです、動いたことがあります。あそこにああいう子が来て住んどるぞ、こういう子が来て居候しとるぞ、今、高鷲にでも私の勤めてるところでもそういう子が九州からでも滋賀からも来て住んでます。あの子たちカウントされたかなと心配してますけど。このことについては、ちょっと努力が足りなかったと思う。

なぜかといったら、過去50年におけるこの郡上市の人口、これホームページに載ってますが4,600人、済みません、20年間で4,600人減ったってこの郡上市のホームページに書いてあります。昭和60年から平成17年まで。そして平成12年から17年まででは1,900人、17年から22年までで3,000で、物すごい墜落ですよ。このままいったらもっと墜落します、このグラフでいったら。

だから僕これ、本当に真剣調査なのかすごい疑問ですね。このままでいって交付税がこのあと5年、1人当たり二十数万円加算されたら、3掛ける2、6億円ふえて、5年で30億円ですよ。もうこれ事業ベースで考えても何考えても物すごいもったいな過ぎるような感じがしましてね、そう思うんです。でも正確にされたとおっしゃるなら納得させていただきまして、次の質問に移ります。

次に、財政運営と投資的事業について質問をさせていただきます。

私は、公債費残高の累増がストップした時点で、それが財政維持可能な定義とするなら、毎年毎

年の入りと出口のプライマリーバランスを考えられたもっと投資的事業ができるんじゃないかと思ってます。

会社をやってまして借金してます。返せ返せと銀行が計画練ります。それにまじめにまじめに返したら、必ずリストラか1人当たりの給料を、申しわけないが1万円ずつ、2万円ずつ下げさせてくれんかという話になるんですよ。

平成19年、病院をつくりました。その市債一番ピークに達してましたね。そこからはどんどこと裕市政からも下げていました。さらに日置市政も下げてもえませんが、ちょっと下げ幅が大きく感じます。私なら国の借金、県の借金のほうがもっと大きい。だからもっと安心して、国家というものを政府が守るのならば、私たちの市も守られて当たり前であって、いつかは道州制とかという議論が出ます。それまでここを衰退させないようにもう少し財政出動しながらいく。そのほうが僕はソフトランディングだと思ってます。それにつきまわしていかげしょうか、市長。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 国におけるプライマリーバランスの確保という議論ですけれども、これは国の場合は国債金の収入、いわゆる借金の収入とそれからその年度における国債の過去の元金払い比と利払い比、これをとにかく均衡させたいというところなんです。これで何とか対GDPに対する債務残高比率が拡散をしていかないで一応一定になると。しかし、まだ日本国の場合は、一定になっただけではこれはもう各国と比べれば物すごくまだ高い。だから、でき得れば、それからさらに減らしていきたいというのが国の財政運営の基本的な考え方だと思います。

翻って郡上市の場合ですけれども、郡上市は確かに御指摘のように、もう既に第1期の裕市政のときから市債を抑え始めてきております。私になってからも相当抑えておりますが、したがって、何というか、今の山川議員の御指摘ですと、市債がある程度残高がふえない状態であれば、その範囲内でもっと少し積極財政をやれと、借金してでもですね、という御趣旨だろうと思います。

それは、例えば国が対GDPに対する債務残高の比率というのを一つの指標にしているように、郡上市の場合ですと地方公共団体の場合は例の実質公債費比率、それが要するに標準的な、何でも使える標準財政規模と一言で大ざっぱに言うと、その規模に対する債務残高の比率、これは将来負担比率ですけれども。

それから、標準財政規模に対するその当該年度にフローでの元利償還金の比率が実質公債費比率になるわけですけれども、そういうものを、今は非常に郡上市の場合は実質公債費比率も21.1%ということで、18%以下に抑えなければいけないということですので、まだ少し下げていかなきゃいけないし、郡上市の財政の厳しいところは、割る分母のほうの数がいつも言うておりますように26年度から交付税の額が減ってくると、人口による減り方もあるかもしれませんし、合併特例の算定がえという制度による減り方もあるということですので、仮に分子のほうの債務残高をその

ままにしておきますと分母のほうが小さくなりますから、分数としての実質公債費比率はさらに上がっていくという状態になるんです。

ですから、そのところを何とか私は18%以下にはクリアしなきゃいけないと。しかし18%以下をクリアした段階で何も、実質公債費比率も低ければ低いほうがいいと、他のことは何も顧みなくてもいいとは思っておりません。できる得る限りそういう財政の健全性を確保しながら、その中で積極財政をとっていくと、許された制約の範囲の中で積極的な財政というものとはっていかなければいけないと、そういうふうを考えております。

(1番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) そのことについて国はいろいろと、GDPの関係とか貿易黒字とか成長率とか、そういったことがあります。私たちその中にあります。ここで海外で貿易してみえる企業の方はまた別のものが、お金があるかもしれませんけども。この中で考えると、我々は日本国というものに守っていただけるということを信じてます。その中で、頭の予算を決めて下まで来ると公共投資というものはなかなか減ってしまうんです。それとあと、グラフだけ見ておるとそうなるんです。私、この人口の問題というものは物すごい密接にあって、このまま出生率とあと社会減、グラフ書いたとします。

でもね人ってね、ひとりで住めないんです。あの友だちが出ていくと寂しくなってしまうて、コミュニティとったりしゃべったり相談したりすることができない。魅力がなくなるんですね、このまちに。そうなるとおれも出ていこうかと。お、あやつまちに行ったらおもしろいところ住んどったぞと。おれもそしたらあそこの横のアパートに行行って住んで、同じようなバイトしてみようかと、軽い気持ちになるんですよ。そのときにこそもっと急加速で落ちるときが私は来るような気がします。

ですからこそ、計算上のものと財政出動というものは両輪で行っていただきたいと。まず今年度予算は決まっていますけれども来年からでも、私ももっともっと勉強しまして、市長さんに申し上げてまいりたいということを思っております。お願いいたします。

次に、道路維持を有効に行うための取り組みについて建設部長にお尋ねいたします。

岐阜県屋外広告物条例の規定によると、国道、県道、市道ほかの沿線上に広告・案内看板等の設置が規制されています。現在は幾つかの条件をもって設置可能であるが、県の指定される路線や区域の変更、ほか設置手数料を見直すとともに、沿線の官地を有効活用できるよう規制の緩和を求めます。

また、道路維持経費削減の観点からも、看板設置者には看板の前後数百メートルの草刈り等の美装をしていただくとか、そういうものを義務づけるとか、また当地を訪れる観光客の皆様方にも利

便性を図るとか、そしてなおかつ、市内の民間業者の、例えば不動産であってもいい、例えばいろんな観光施設であってもいい、そういう方々に利益を与えられるか。そしてしかも市の草刈りの経費、県の草刈りの経費というものは維持経費というものは削減されると。このようなことが考えられないかということをお考えます。

私も1つ看板立てようと思って何枚か建設部をお願いして先月立てました。そこは自分の仕事として草刈りはしてきましたけれども、これを義務づけてやればいいんじゃないかなと思います。このシール1枚張るだけの手数料が200円なんです。僕はもっと行政経費かかっていると思いますね。これ例えば1枚1,000円でもいいですね。2,000円でもいいという人もいるかもしれない。そしてその草刈りもしっかり進めると、それをしっかり管理するという方法はできないかということをお建設部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 屋外広告物につきましては、郡上市は岐阜県の屋外広告物条例に準じております。それから路線、区域の変更等についても同県条例に沿ってやっておりますけれども、この条例につきましては、良好な景観の維持とか危険防止の観点から規制が行われておるといふふうに考えております。

今、議員が言われました広告手数料につきましては、許可事務を行うための経費ということで、郡上市の手数料条例に沿って徴収はさせていただいております。このことについて近隣市にも聞いてみたところですが、全部同額で徴収をされているということで、ほかの手数料との整合性もある中で、申請手数料を、許可手数料を多くするというようなことはちょっと考えておりません。

その中で、今、議員言われましたように道路敷の、土羽とか道路のそういった道路区域の中に屋外広告物等を立てようと思うと、今度は道路法という法律の中に占用をするということで規制が入ってきます。その中で、その道路法の中でそういうのが認められないという中ですので、議員の言われる趣旨は理解できますけれども、そういう法律に沿って我々も事務をしているわけでございますので、なかなか市独自でその辺を緩和していくということは大変難しいというふうに理解しておりますのでお願いします。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 県道もございましてそれは県へも訴えてでも、できる限りの規制を緩和して、そして市内のいろんな業者の方やそして市も得しながら、市の経費を節減しながら、そして観光に来る方も得する、一つの条例一本で変えられることがあれば、これは県へも要望していくべきだと思います。

そして、郡上市にある市道、この横のりというものは路線価で一番の一等地ですよ。それを有効に使わないということはもったいないと思います。たとえそこが道路の法律に引っかかるのであれば、少し下がった官地のところでもいいから、一つの看板でも立てさせてあげて、そこから徴収したりそこをきれいにさせていただく、もちろんこの八幡の中の歴史文化や重要な場所とかその景観に係る部分は別です。道路視距にかかわらない安全な場所、直線等においてはそれはするべきだということを考えております。また具体的に考えてまいりたいと思います。

終わりの質問になりました。東海北陸道4車線化工事に伴う工事用道路と重複する県道もしくは市道の改良工事についてを質問させていただきます。

先ほどの説明によりますと、平成25年度より工事が本格着工されるということです。かつて平成11年に高鷲インターがつながりまして、その前にずーっと工事用道路がつくられました。普通の市や県がつくる道と違いまして、物すごい分厚い擁壁や頑丈にできてると私は思っております。もちろん重量車両が通るからだろうと思います。あの安定した道、それもしっかりと今後は、ちょっと余談になりますけれども市道などに認定して路線を長くするとかということも考えてもらいたいんですが、その下方道路ですね、その下方道路の未整備区間もしくは整備計画区間があるようなところが白鳥以北でありましたら、これに伴ってNEXCO中日本高速道路としっかりと交渉しながら、用地の件について考慮していただいて、市でお金を出さなくてもいい、少しの石積みができますよ、道路高を変えられますよ、そうしたことをしていただきたい。

さらには、高鷲町には惣則高鷲線という県道、重要な路線がございますが、そこが工事用道路と重複いたします。今、県道改良も進んでいっておりますけれども、例えば用地を確保してある部分とか、そういった場所について、今もたくさんバスをふやしていただきました。待避所が少ない、待避所の長さが足りない、そういったところを少しで、50メートルでも60メートルでも100メートルでも長くしてもらい、高さもそろえてもらい、特に山側については側溝まで入れてくださいよと。そこまでのお願いを部長さん、県と一緒にやって要望してきっちりやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 高速道路についての待避所等のことでございますけれども、25年度から本格工事になるということで、どの路線が工事用道路に使用するということは具体的には聞いておりませんが、恐らく1期線のときのルートが一番重要視されてやられると思っております。

今、議員が言われますように県道で改良予定で進んどるところ、また用地も買収してあるところ等々というところの重複するところもあろうかと思っておりますけれども、特に生活道路を工事用道路に使うということで地域の方の安全と、特に迷惑がかからないためにも待避所とか、重量車両が通るところの危険と思われるようなところには改修をしていただくとか、そういうことにつきましては、

当然、市と中日本さんとそれぞれ管理者、市道の場合は市ですし県の場合は土木ということになりますけれども、その辺は十分、工事着手前には詰めて進めたいと思いますし、地元のほうにもそういう説明も要望も聞いて進めたいというふうに思っております。

それから、工事用道路で使った後ですけれども、一般的には仮設道路は撤去ということになっておりますけれども、1期線工事におきましても、土地承諾で了解がいただいたところはそのまま残してくださいというようなことで、現在も待避所等で残っておるところも1期線でございますので、今後、中日本とも十分協議する中で進めていきたいというふうに考えております。

(1番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) はい、わかりました。先ほどちょっと、これで質問終わるんですが、先ほどの国勢調査についてちょっと補足申し上げます。

僕、市長公室長とお話をしたときでしょうか、国勢調査について、個人情報保護法の関係、こういった統計調査については総務省の統計局とかも個人情報には触らないということですから、その調査員に徹底してその守秘義務を守らせながら徹底的に、3年後になるかもしれませんが、やっていただきたいということをお願いしておきます。この間、少しそういったお話をしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問でして、議員の皆様方には大変お疲れのところおつき合ひいただきましてありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(清水敏夫君) 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(清水敏夫君) これで本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時52分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水敏夫

郡上市議会議員 鷺見馨

郡上市議会議員 山田忠平